

松江地方裁判所委員会（第17回）議事概要

1 開催日時

平成22年2月8日（月）午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所

松江地方裁判所大会議室

3 出席者

（委 員） 安藤隼人，江渕武彦，大内順子，景山晴美，岸田和俊，
葛谷 茂，谷口博則，谷口幸博，平川眞代，藤森 一，
山本篤治，吉井隆平（敬称略，五十音順）

（事務担当者） 小林事務局長，浅野民事首席書記官，竹下刑事首席書記官，
堺田総務課長，遠藤刑事訟廷裁判員係長，細木総務課庶務
係長

4 議事

(1) 庁舎新営に関する報告

小林事務局長から、平成22年度予算案に、広島高等裁判所松江支部・松江
地方・家庭裁判所合同庁舎の新営に関する予算が計上されており、同予算案が
国会で可決、成立すれば、平成22年から同26年の5か年で工事が行われる
予定である旨報告された。

(2) 裁判員選任手続に関するDVD視聴

(3) 裁判員裁判の運用状況の説明

遠藤刑事訟廷裁判員係長から説明

(4) 檢察庁の取組の紹介

葛谷委員から紹介

(5) 弁護士会の取組の紹介

岸田委員から紹介

(6) 意見交換

別紙のとおり

(7) 次回の意見交換のテーマ

簡易裁判所の民事制度について

(8) 次回開催日時

平成22年7月5日（月）午後1時30分～午後4時00分

別紙

- A 本日は裁判員候補者として裁判所にお越しいただく方あるいは裁判員、補充裁判員として選任されて、数日間、審理や判決に参加していただく方の負担をより軽くする、あるいは裁判員や補充裁判員の方にとって、よりわかりやすく参加しやすい裁判員制度にするための運用面あるいは、立法的な手当として考えられることについて御意見をいただきたいと思います。
- B 裁判員の選任手続における当日用質問票の中に、「事件のことを報道などを通じて知っているか。」という質問項目があったと思います。この質問の目的は何でしょうか。
- C 裁判員法では、不公平な裁判をするおそれがある方には裁判員をお務めいただくことができないことになっているのですが、当日用質問票を記入していただく段階で裁判所職員が説明した以上の事案の概要を御存知であるという方がいらした場合、その後の質問手続の中で、一旦、報道で知ったことを脇において、これから法廷での証拠に基づいて判断してもらえるかという質問をすることになります。その答えを伺って、不公平な裁判をするおそれがある人かどうかを判断させていただくことから、当日用質問票では、質問手続の前提として、この質問を設けさせていただいている。
- D 裁判員候補者として名簿に登載されるのは1年間ということですが、翌年も裁判員候補者になる可能性はあるのでしょうか。
- C 可能性としてはあります。ただ、一度裁判員をお務めいただくと、その後5年間は裁判員になることについて辞退を申し出させていただくことができ、その場合には、辞退を認めさせていただくことになります。
- A 裁判員候補者の選定の人数について、松江地裁における1号事件では80人、2号事件では110人を選定していますが、選定の人数の多少について御意見はありますか。
- D この人数は、審理する犯罪の重さによって違うのでしょうか。例えば、同じ罪

の裁判であれば選ぶ人数は同じでもいいのではないかと思うのですが。

C 呼び出すべき裁判員候補者の選定は、法律上、審理にかかると見込まれる期間その他の事情を考慮して定めることとされていますが、一般論でお答えすると、審理にかかる日数は、事件で取り調べる証拠の数や争点の数によることになり、内容が比較的シンプルな事件であれば、比較的短い日数で済みますし、争っている点が多い事件の場合は、審理期間が若干長くなるということになると思います。そして、審理期間が長くなるほど、仕事や家庭のことで調整する必要が多くなるので、辞退を申し出られる方が増えると思われます。また、島根県は、特に冬の交通事情が厳しいという事情があると思います。そういう事柄も含めて総合的に判断して選定人数を決めていくということになると思います。

A 裁判員候補者として呼び出され、裁判所にお越しいただいても、裁判員又は補充裁判員として選任されなければ、その日にお帰りいただくことになるのですが、そういう方があまりにも多くいるというのは問題だと思います。そういう方の人数を少なくするためにには、人数を絞ればいいのですが、法律上、当初の選定数から、いろいろな段階で呼び出すべき人数が減っていくということになっており、どの段階でどれだけの人数が減るのかが想定しにくいという事情もあります。少なく選定した結果、実際に裁判所にお越しいただく候補者の人数が非常に少なくなると、抽選手続に支障が生じることになります。非常に悩ましい問題なのでですが、そのあたりの関係で御意見はありますか。

E 資料「裁判員裁判に関する統計」の呼出取消数の内訳にある法16条8号ハ「事業による重要な用務」というのは、本人の主観的な記載のみで判断されているのでしょうか。例えば、代替がきかないことについて、会社が発行する証明書等が必要とされているのではなく、御自身の判断でされているとすると、裁判員を務めたくない方が、この理由で辞退されているという可能性も考えられます。今後、こういった方が増えていった場合、どのように対応するかが課題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

A 今の御意見は、辞退事由はより厳格に判断すべきであるということに結びつくのでしょうか。

E 厳格にすればいいというわけではなく、ただ参加したくないだけなのに、仕事を理由とした辞退申出が増えるとしたら問題ではないかということです。

F E委員がおっしゃるように、そのような方もいるかもしれません、事実、事業による理由で参加できないことがあるというのも確かです。自分が招集した会議がその日に開催される予定であるとか、重要な契約等について、その人がしないといけないなど、様々なケースがあると思いますが、理由をきちんと聞くということにして、その上で判断をすればいいのではないでしょか。

C 一般論でお答えすると、質問票の記載の中で、仕事を理由に事前に辞退の希望を申し出ていただく場合、例えば、何人ぐらいの事業所で、自分がどういう仕事を担当していて、この日程で自分が抜けてしまうとどういう支障があるということが記載されていれば、その方の仕事に関する支障の有無がはっきりするので、それを前提に裁判所の方でその方が仕事を抜けると支障があると判断した場合には辞退を承認し、その段階で呼出しを取り消すことになると思います。しかし、「仕事のため」というだけの抽象的な理由だけで事前に辞退の希望を申し出ていただいても、その段階で呼出しを取り消すのは難しいのではないかと思います。そのような場合は、実際に裁判所にお越しいただいて、当日の質問手続の中で、具体的にどのような事情があるのかということを伺わせていただき、先に述べたような話が出てくれば、それについて辞退を承認させていただくという流れになっていくことが想定されます。

G 一度、辞退が認められたら、どうなるのでしょうか。再度、裁判員候補者として選ばれることがあるのでしょうか。

C 名簿記載通知を送付させていただいた段階で調査表というものをお送りしているのですが、その調査票でお尋ねすることに関する辞退の申出がされていれば、年間を通じて辞退ができるという場合が多いということになります。その段階で

辞退の申出がない場合には、呼出状を送付する段階で、個別に質問票を送付させていただきます。その段階で辞退が認められた場合は、もう一度、裁判員候補者に選ばれて呼出状が送付される可能性はあります。2回目に呼出状が送付されてきたときに、1回目に呼出状が送付されたときと同じ事情があれば、同じことを書いて返送していただければ、基本的には辞退は承認されることになると思します。しかし、例えば、仕事での辞退となると、1回目のときは、仕事の調整ができず辞退を申し出たが、2回目の時には、仕事の調整がついたということもあり得るので、一律に判断するのは難しいということになります。

A 裁判所までお越しいただき、抽選手続を経てはずれた方については、再度、裁判員候補者に選ばれ、呼び出されることはできません。しかし、選任手続の段階で、辞退が認められていれば、もう一度選ばれる可能性があるという事になります。

続いて、審理日数について、御意見はありますか。

F 審理日数については、3日とか、4日というのは、だいたい決まっているものなのでしょうか。あまり争いがないような事件の場合、3日も要するのかと思うのですが。

C 裁判員裁判の対象となっている事件については、それぞれの事件ごとに、検察官とその事件の弁護人と裁判所との間で、取り調べる証拠や、その証拠をどのような順序で取り調べるのかということを打ち合せ、審理計画を立てていくのですが、純粋な審理時間だけを積算すると、短時間で終えることができる場合があるかもしれません。しかし、裁判員、補充裁判員の立場で考えたとき、ずっと審理が続くと、集中力が途切れ、相当疲労されるということも想定でき、1時間に1回くらい、ある程度まとまった時間の休養をとる必要があると考えています。また、評議についても、十分な時間を設けなかったことで、意見が言えなかつたということでは良くないので、制度開始当初は、ある程度、余裕をみた審理日程というものを考える必要があると考えています。

なお、このことについては、今後も、経験を蓄積し、どのようにしていくか試行錯誤していきたいと考えています。

H 審理期間の長さについては、C委員がおっしゃった裁判員の休憩の問題もありますし、検察官の立証に要する時間がどれくらい必要になるのかということも考える必要があると思います。なお、立証に要する時間は事件ごとの争点や証拠の内容によって違ってきます。

I 複雑な争点がある場合や被告人が自分は犯人ではないと言っているような場合、弁護人としては、時間をかけて判断してもらう必要があると考えており、そのような場合には長い審理期間となることもやむを得ないと考えています。

A そのほか御意見はありますか。

F 報道などを見聞きしていると、裁判員裁判では、量刑が重くなりがちではないかと感じています。そうだとすると被告人にとっては、不利な制度であるということになるのではないでしょうか。

B 今のF委員の発言に関連して、これまでの全国の裁判員裁判で量刑が重くなりがちだったかどうかということについては、あまり、そういう傾向が出ていないという記事を見た記憶があるのですが、この点、J委員などは御存知ですか。

J 量刑に関しての報道は記憶していませんが、裁判員裁判のうち、控訴した事案が3分の1くらいあるという報道はあったように思います。

なお、私の印象としては、求刑寄りの判決が多いのではないかと感じています。

B それは量刑が重くなっているということですか。

J 求刑どおりの判断が出たからといって重いかどうかは分かりません。

A 弁護士会でそういう話が出たことがありますか。

I 刑が重いという印象は、実際に弁護した弁護人は持たれている場合があると聞いたことがあります、私自身、裁判員裁判における判断が、これまでと比べて、重いのか、軽いのかということについては判断しかねます。

少し論点がずれてしまいますが、これまでの裁判では有利にとってもらっていた事情が有利にとってもらえないということもあるようです。例えば、前科がないことは、これまで有利な事情として量刑に判断してもらえていたのに、前科がない人がこんなことをやったのだから、またするのではないかという悪い方向に働くこともあるという話を東京の弁護士から聞いたことがあります。また最近は、インターネットのニュースを見た人が、自由にコメントをすることができる仕組みがあるのですが、刑事事件のニュースを見て、そのコメントを見てみると、もっと重くすべきといった意見が多く、国民の意識としては、悪い人は徹底的に重い刑に処すべきという風潮があるのかなということを感じています。

A 檢察官の求刑の考え方方が変わったということはあるのでしょうか。

H 求刑の考え方方が変わったということはないと思います。先ほど、I委員からも話がありましたが、刑が重くなりがちかどうかということについては、何と比べて重いのかということが、よくわからないので判断しかねますが、そういったこと自体を裁判員裁判を通じて、裁判員にも考えてもらえばいいのではないかと思います。

なお、検察官の立場で少し述べさせていただくと、刑事事件の場合、検察官に立証責任があり、検察官の主張や立証を裁判員に理解してもらって初めて裁判が進んでいくという面がありますので、特に検察庁では、限られた時間で、いかにわかりやすく的確に伝えられるかということに意識をもって取り組んでいるところです。わかりやすい立証については、一件、一件、試行錯誤しながら工夫に努めており、今後もそういうつもりでやっていく予定です。

A 難しい法律用語をどう裁判員に理解していただくのかということについて、検察庁、弁護士会も工夫されていると思いますが、検察庁で紹介できる工夫例はありますか。

H どこが争点になっているかによって、その都度、どう説明していくのかを決めていくことになります。また、法律用語や法律概念そのものの説明だけではなく、

それを本件に照らし合わせたとき、どう判断すればいいのかということを重視して、考えていかなければならぬと思っています。

A 弁護士会の研修などでは、そういったことは取り上げられているのでしょうか。

I 法律用語をどう説明するかということを内容とする研修は今のところ行われたという記憶はありませんが、やはり、わかりやすい言葉で説明することについての意識は多くの弁護士が持つようになってきていると思います。

松江の裁判員2号事件については、被告人の犯行時の精神状態が争点になったと聞いていますが、事件を担当した弁護人からは、病気の専門的な話ではなく、病気の影響によると思われる行動に関して具体的な説明をしたということを聞いています。

A そのほか何か御意見はありますか。

F 自分が裁判員になったときのことを想像すると、量刑の相場というものを教えてもらえるのかどうかということが気になります。情状について、その加味の仕方というのは、我々にとっては分かりづらいのではないかと思います。そういうことは裁判官からアドバイスをいただけるのでしょうか。

C これについては、量刑検索システムというソフトがあり、この中には、いくつかの量刑要素というものがあります。一般論で申し上げると、例えば、押し込み強盗が相手に怪我をさせたというような事案の場合、単独犯なのか複数犯なのか、凶器を用いているかどうか、計画的か否か、実際にお金を盗っているかどうか、怪我の程度はどうかなどといった項目で検索し、それぞれに該当する案件では、これまでどういう量刑がされていたかというデータを抽出し、裁判員の方にある程度の感覚をつかんでいただいた上で、共通の理解を持って評議を実施しているということになります。

B 量刑ソフトは市販されているのでしょうか。

C 市販されていません。最高裁判所で制作したものです。

なお、これは検察官、弁護人も利用していただくことができます。

A 裁判員裁判が終了した後、承諾をいただいた裁判員経験者、補充裁判員経験者の方には、記者会見に出席していただいているが、そのあたりについて御意見はありますか。

K 資料2-1の4ページに、裁判所側の立会人が守秘義務違反の指摘をしたこと5件あったと記載されていますが、これは、結局、裁判員経験者の方が守秘義務について理解されていなかつたのではないかと思うのですが、この点、どういった説明をされているのでしょうか。

(事務担当者)

まず、記者会見の同意をいただくプロセスについての説明をさせていただきますと、記者クラブから、記者会見を開いてほしいという要望が出ている場合、裁判員裁判が終わった後、記者会見に参加いただけるかどうかを確認させていただいている。裁判員及び補充裁判員の方に対しては、それまでの間にも、裁判長から守秘義務に関する説明をさせていただいているが、記者会見の同意をいただく段階でも、改めて裁判長が守秘義務に関する説明をしています。

守秘義務に関する具体的な説明内容ですが、評議の中で出た意見、有罪、無罪の最終的なことを決めるときに何対何であったかというようなことを外部に漏らすことは守秘義務に違反するということ、記録の中の個人的なプライバシーに関することや、裁判の論評については言ってはいけないことなどを説明しています。

なお、最終的に守秘義務に違反するかどうかは、それが起訴されて、刑事事件になり、判決が出て確定しないと、それが守秘義務に当たるのか、当たらないのかということがはっきりしません。ただ、記者会見の段階では万が一にも、裁判員の方にそういうことがあってはいけないので、裁判所の職員が立ち会い、守秘義務に違反するおそれがある場合には、指摘をさせていただいている。

J 記者会見の主催は記者クラブですので、記者会見に関して、お話をさせていただくと、現在、1件の裁判において、2度、記者会見を実施することにしています。裁判所を通して裁判員経験者の了解を得た上で実施するものを一次会見とい、

その後、裁判所外に場所を移動して、記者クラブの責任において開催するものを二次会見と言っています。松江の1件目の裁判員裁判では、一次会見に7人の方に参加していただきましたが、テレビカメラは入りませんでした。このときは、二次会見への参加者はありませんでしたので、一次会見での裁判員経験者のコメントを各社が報道しました。2件目の裁判員裁判では、一次会見に6人、二次会見に2人の方に参加していただきました。このときの二次会見では県内で初めて、裁判員を務めた方の生の声をテレビで報道させていただくことができました。

なお、特に1件目の裁判員裁判の時は、裁判員の方にとって、記者会見が負担だったということも聞いていますので、個人的には、裁判員の方の負担軽減という点からも、将来的には一次会見と二次会見を一本化した方が望ましいのではないかと考えています。また、記者会見自体は、今後根付いていくと思いますが、逆にマスコミが報道することが少なくなっていくという部分があるので、根気強く取材、報道をしていきたいと思います。

A そのほか、御意見はありますか。

L 本校では、今月、検察庁から出前講座をしていただくことになっています、中学校や高校に対する出前授業等について、法曹三者が積極的にされているという情報が、なかなか現場には届いてきていないと思います。弁護士会、検察庁、裁判所の方で、学校に対して、どういう広報をされているのか伺いたいのですが。

I 出前授業の件数について、正確な数値ではありませんが、年間で10件未満程度実施しております。その他、裁判の傍聴サポートを年間一、二件程度実施しています。

広報への取組に関しては、県内の中学校や高校に対しては、各学校に10枚程度ずつチラシを配っていますが、教員免許更新の際に講義をさせていただいたとき、参加された教師の方に聞いてみたら、知らないということだったので、周知されていないというのが現状のようです。チラシの配付については、今年度も予定しています。

H 檢察庁においても、従来から裁判員制度広報や、検察官の職務についての広報として、高校だけではなく大学にも何度か行かせていただいている。また、機会があれば、企業や地域の町内会にも職員を派遣して、講義、講演、説明会を実施させていただいている。

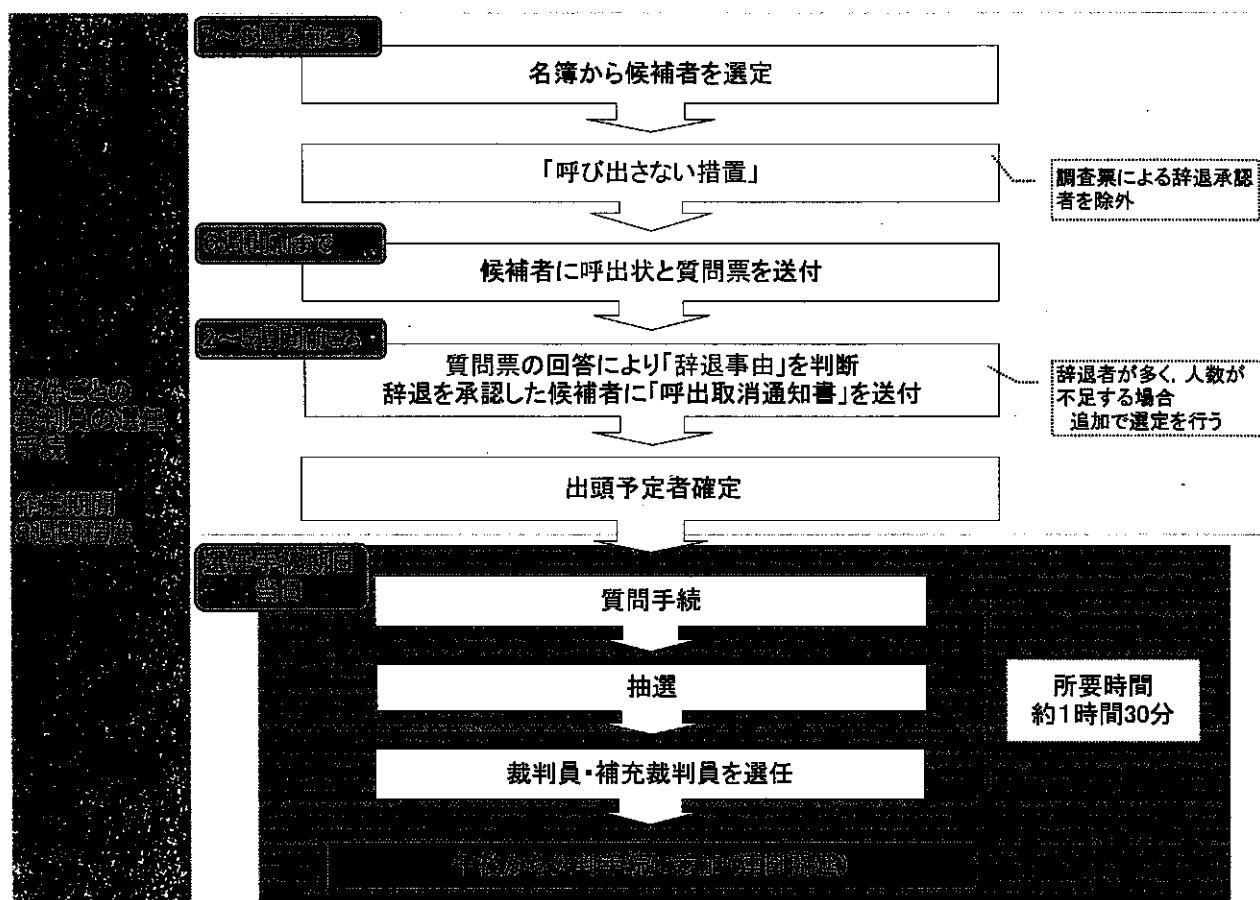
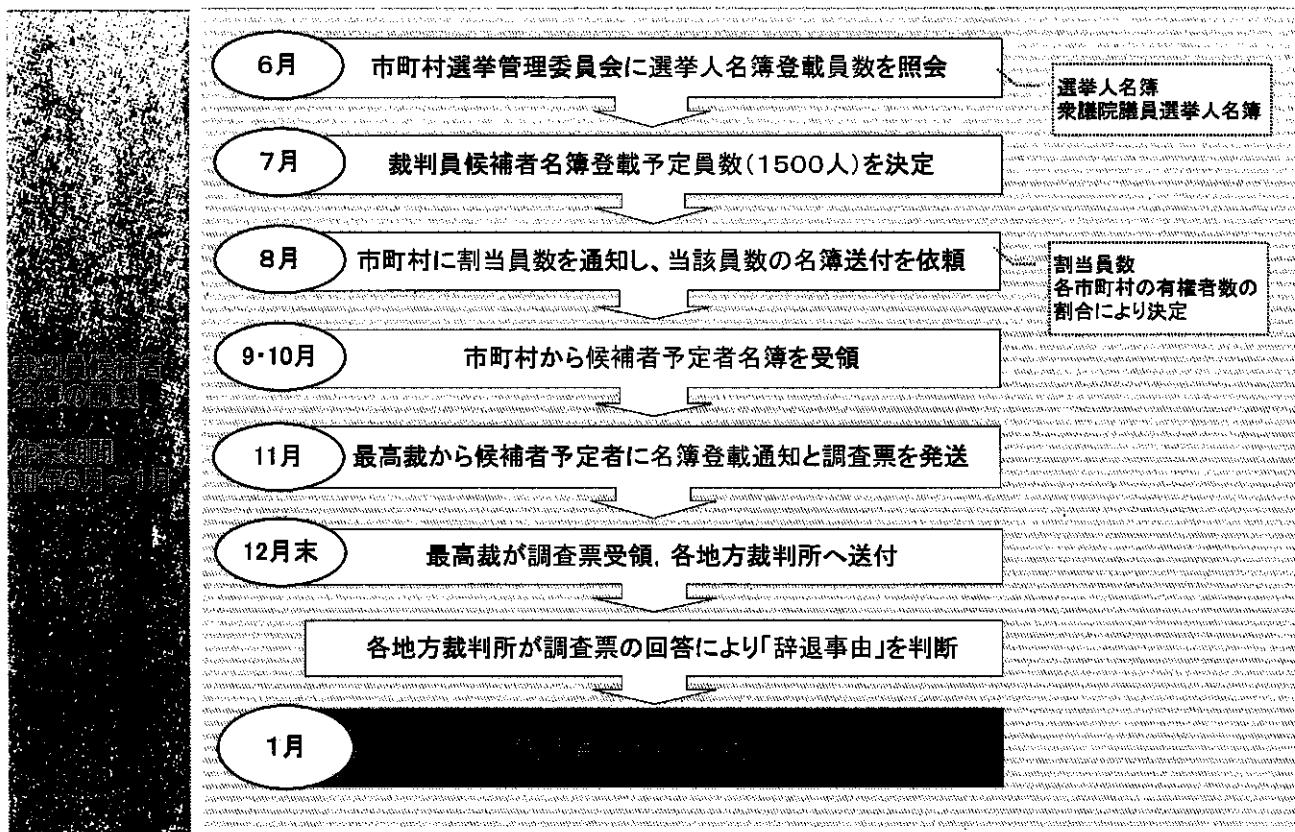
ただ、検察庁の取組については、先方からの依頼に基づき出向くということになるので、今後、検察庁の方でも、裁判員制度の広報や検察官の職務についての広報について、こちらから積極的に働きかけていかなければならないと思っています。

(事務担当者)

裁判所も基本的には学校からの要望に応じて、対応させていただいている。内容としては、裁判所の法廷見学、裁判手続の説明や裁判員制度の説明をさせていただいている。また、昨年度には、法の日週間行事として、隠岐島前高校で、法曹三者が協力して模擬裁判を実施したり、裁判官が講演に出かけていくという取組も行っております。

以上

裁判員・補充裁判員選任までの流れ



裁判員裁判に関する統計(地裁委員会用)

H22.2.8

	1号	2号	(人)
選定数	80	110	
70歳以上	19	26	
重い病気・ケガ	4	5	
学生	1	2	
その他	0	3	
呼出状発送数	56	74	
不送達数	0	2	
送達完了数	56	72	
呼出取消数(期日前)	16	32	
呼出維持数	40	40	
期日出頭者	40	37	

選定数
候補者名簿から抽選を行った数
(調査票による辞退承認者を含む。)

呼び出さない措置
調査票の回答により辞退が承認された候補者を呼出対象から除外

呼出取消数(期日前)
質問票の回答に辞退の申し出があり、辞退を承認して呼出を取り消した数
内訳については①を参照

辞退承認数(期日当日)
期日当日に辞退の申し出があり、辞退を承認した数
内訳については②を参照

①呼出取消数(期日前)の内訳

適用法令	取消数	取消数	理由
法16条8号イ	2	3	重い疾病又は傷害
法16条8号ロ	2	6	同居の親族の介護又は養育
法16条8号ハ	7	13	事業による重要な用務
法16条8号ニ		1	社会生活上の重要な用務
政令1		1	妊娠中又は出産直後
政令2			別居親族等の介護又は養育
政令3			別居の親族又は同居人の病院への付添い
政令4			妻又は子の出産への立会い等
政令5		1	管轄区域外の遠隔地
政令6	5	5	身体上、精神上又は経済上の重大な不利益
その他		2	70歳以上
取消合計	16	32	

②辞退承認数(期日当日)の内訳

適用法令	取消数	取消数	理由
法16条8号イ			重い疾病又は傷害
法16条8号ハ			事業による重要な用務
法16条8号ニ			社会生活上の重要な用務
政令6		1	身体上、精神上又は経済上の重大な不利益
辞退承認合計			

裁判員裁判の実施状況について

平成21年5月21日の裁判員制度実施以降同年9月末日までの実施状況の概要是以下のとおりである。

1 概要

- (1) 9月末日までの全国の裁判員裁判対象事件の新受人員は664名である。罪名別では、殺人156名、強盗致傷145名、覚せい剤取締法違反61名などとなっている【資料2-2・表1】。
また、同期間の終局人員は、全国で14名、府別では、さいたま地裁本庁、千葉地裁本庁、福岡地裁本庁で各2名、その他8府で各1名となっている。罪名別では、殺人5名、強盗致傷及び覚せい剤取締法違反各3名などとなっている【資料2-2・表2】。また、自白・否認の別でみると、自白が13名、否認が1名となっている【資料2-2・表11】。
- (2) これまで選任された裁判員は85名、補充裁判員は36名となっている【資料2-2・表7】。
- (3) アンケートに回答した裁判員の属性をみると、男性が48.1パーセント、女性が45.6パーセント、年代もほぼ各年代にわたっている。職業についてもお勤めの方が48.1パーセントいたり、育児や介護をされている方も参加している。補充裁判員や裁判員候補者においても同様の結果となっており、サンプル数が少ないため、注意が必要だが、幅広い層の国民が制度に参加していることが窺える【資料2-3・3, 4, 5頁】。
- (4) 裁判員に選任された者については、選任前には積極的な参加意向を示す者（「積極的にやってみたい」及び「やってみたい」）が24.1パーセントであるのに対し、消極的な参加意向を示す者（「あまりやりたくなかった」及び「やりたくなかった」）が56.9パーセントと、後者が多数であったが、裁判員として裁判に参加した後では、97.5パーセントの方が「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と回答しており、国民の側としても充実感

をもって裁判員としての職務に従事していただいたことが窺える【資料 2-3・7 頁】。

2 選任手続について

- (1) 9月末日までに終局した個別事件において選定された裁判員候補者は、1,310名、実際に選任手続期日に出席した裁判員候補者は549名となっている【資料 2-2・表3】。
- (2) 選定された裁判員候補者1,310名中、辞退が認められた者は689名であり、選定候補者に占める辞退が許可された候補者の割合は、52.6パーセントである【資料 2-2・表3】。

段階別にみると、調査票や質問票の回答により事前に辞退が認められた裁判員候補者は635名となっており、全体として柔軟かつ前倒しに辞退が認められていると思われる【資料 2-2・表5】。また、選任手続期日に出席した裁判員候補者549名中、54名に辞退が認められており、選任手續期日においても柔軟な辞退判断が行われていることが窺える【資料 2-2・表5】。

選任手續期日に出席を求められた裁判員候補者（「選任手續等期日のお知らせ（呼出状）」が送付された裁判員候補者から呼出取り消しがされた者を除いた者）が実際に選任手續期日に出席した割合（出席率）は85.2パーセントである【資料 2-2・表4】。なお、新聞等のマスメディアは、選任手續期日に出席を求められた裁判員候補者から「選任手續等期日のお知らせ（呼出状）」が不到達となった者を除いた者が実際に選任手續期日出席した割合をもって「出席率」と報道しているところ、その割合は91.3パーセントである。いずれにせよ、出席率の高さは特筆される。

- (3) 辞退が認められた裁判員候補者(689名)の辞退事由の内訳を見ると、調査票の回答に基づく、いわゆる定型的辞退事由（裁判員法16条1号ないし7号。70歳以上、学生等）が244名と最も多く、その従事する事業における重要な用務を理由とする（裁判員法16条8号ハ）者が146名、重い疾病傷害を理由とする（同法16条8号イ）者が88名と続いている【資料 2-2・表5】。
- (4) 選任手續期日において不選任決定がなされた裁判員候補者429名の内訳

は、くじによって不選任となった者（裁判員法37条3項）が312名、理由を示さない不選任請求による者（同法36条）が62名、辞退により不選任となった者（同法34条7項）が54名などとなっている【資料2-2・表6】。

- (5) 「裁判員選任手続期日等のお知らせ」は、各庁で6週間前までに送付がなされているところ、裁判員、補充裁判員、裁判員候補者を問わず、アンケート回答者の多く（86.2パーセントないし92.4パーセント）が適切（今くらいでよい）と回答している【資料2-3・6, 10, 13頁】。

3 審理について

- (1) 公判前整理手続は、終局総人員14名中、11名（78.6パーセント）が公判前整理手續に付されてから1.5か月以内に終了している【資料2-2・表8】。
- (2) 受理から終局までの期間は、全件、6か月以内となっている【資料2-2・表10】。また、全件が4回以内の開廷で終了し【資料2-2・表9】、第1回公判期日から判決公判期日までの期間も5日以内となっており【資料2-2・表10】、集中審理が実施されている。
- (3) 審理の内容については、裁判員の74.7パーセント、補充裁判員の83.3パーセント以上が「理解しやすかった」と回答しており、国民にとってわかりやすい審理が概ね実現されているという結果が見て取れる。法曹三者の法廷等での説明についても、多くの者が「わかりやすかった」と回答している【資料2-3・6, 10頁】。
- (4) サンプル数は少ないが、否認事件よりも自白事件の方が、「理解しやすい」と回答する裁判員が多く（自白事件が75.3パーセント、否認事件が66.7パーセント）、ほぼ想定どおりの結果となっている【資料2-3・8頁】。

4 評議について

- (1) 最終評議の平均所要時間は、全事件で354.3分、自白事件では330.0分、否認事件では670.0分となっている【資料2-2・表11】。
- (2) 評議については、裁判員・補充裁判員を問わず、多くが話しやすく、十分な議論ができたと回答している。評議の進行について、各裁判所の工夫が現在ま

でのところ、奏功していることが窺える【資料 2-3・8 頁】。

- (3) サンプル数は少ないものの、審理内容を「理解しやすかった」と回答した者と「理解しにくかった」と回答した者を比較すると、評議における議論の充実度について、「十分に議論できた」との回答は前者の方が多く（前者が 81.4 パーセント、後者が 66.7 パーセント）、審理のわかりやすさが評議の充実につながることが窺える【資料 2-3・9 頁】。

5 終局結果について

- (1) 9月末までに終局判決がなされた 14 名全員が有罪判決となっているが、その内訳をみると、1 名が無期懲役、10 名が 3 年を超え 15 年以下の有期懲役、3 名が 3 年以下の有期懲役（その全員が保護観察付執行猶予）となっている【資料 2-2・表 12】。
- (2) 有罪判決を受けた 14 名中、5 名について控訴がなされている【資料 2-2・表 12】。

6 裁判員等経験者の記者会見について

- (1) 9月末までに終局した裁判員裁判全件において、判決宣告終了後に司法記者クラブ主催の記者会見が実施され、裁判員経験者 76 名（全裁判員の 88.4 パーセント）、補充裁判員経験者 23 名（全補充裁判員経験者 63.9 パーセント）が参加している。
- (2) 同記者会見には、裁判所側からは総務課長等が立ち会っている。
- (3) 裁判員等経験者の発言は、多くのメディアで報道され、裁判員裁判の周知、参加意欲の向上に大きく貢献していると思われる。
- (4) 裁判所側の立会人が守秘義務違反との指摘をしたケースは 5 件である。
- (5) 12 件（85.7 パーセント）においては、記者会見の冒頭において撮影が行われ、記者会見参加者中 57 名（57.6 パーセント）が冒頭撮影に応じている。

以上

統計データの集計結果について(平成21年8月、9月分)

表1 罪名別的新受人員

総数	664
殺人	156
強盗致傷	145
覚せい剤取締法違反	61
現住建造物等放火	57
強姦致死傷	45
傷害致死	45
強盗致死(強盗殺人)	39
強制わいせつ致死傷	35
強盗強姦	28
偽造通貨行使	13
その他	40

(注)1 刑事月報による延べ人員である。

2 速報値である。

3 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

4 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

5 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

表2 判決による終局人員

表2-1 庁別の終局人員

総数	14
東京地裁本庁	1
さいたま地裁本庁	2
千葉地裁本庁	2
大阪地裁本庁	1
神戸地裁本庁	1
和歌山地裁本庁	1
津地裁本庁	1
山口地裁本庁	1
福岡地裁本庁	2
青森地裁本庁	1
高松地裁本庁	1

表2-2 罪名別の終局人員

総数	14
殺人	5
覚せい剤取締法違反	3
強盗致傷	3
現住建造物等放火	1
強盗致死(強盗殺人)	1
強盗強姦	1

(注)1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 速報値である。

3 その他の事由(公訴棄却、移送等)による終局人員が、他に5人ある。

4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

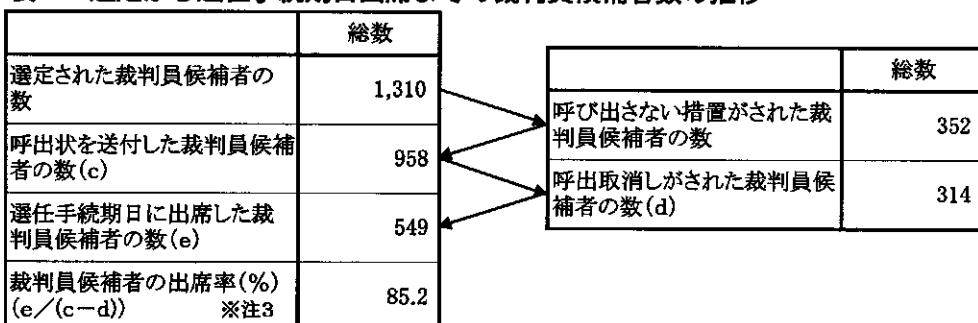
表3 選任手続の概況

裁判員候補者名簿登載人数	※注1	295,036
選定された裁判員候補者の総数(a)	※注2	1,310
選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数	※注2	549
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	※注2	689
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)		52.6

(注)1 平成21年3月31日現在における刑事局の集計結果による。

2 刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。

表4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移



(注)1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 速報値である。

3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人(呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人)のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手續期日前	選任手續期日当日
選定された裁判員候補者の数	1,310		
辞退が認められた裁判員候補者の数	689	635	54
調査票的回答に基づく辞退(70歳以上, 学生等) ※注3	244	244	
疾病傷害	88	82	6
介護養育	74	68	6
事業における重要用務	146	130	16
社会生活上の重要用務	10	6	4
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	8	8	-
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	10	10	-
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	10	8	2
辞退政令4号(出産等への立ち会い等)	1	1	-
辞退政令5号(遠隔地)	20	20	-
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	76	56	20
その他の辞退事由 ※注4	2	2	-

(注)1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 速報値である。

3 「調査票的回答に基づく辞退」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、調査票により辞退を希望し、呼び出さない措置がされたものをいう。

4 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、質問票により当該事件に限定して辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
不選任決定がされた裁判員候補者総数	429
理由あり不選任(法34条4項)	1
辞退による不選任(法34条7項)	54
理由なし不選任(法36条)	62
くじによる不選任(法37条3項)	312
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注3	-

(注)1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 速報値である。

3 「質問なし不選任」とは、あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式により質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	14
選任された裁判員の数	85
選任された補充裁判員の数	36

(注)1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数である。

2 裁判員及び補充裁判員の数は、刑事局への個別報告による実人員である。

3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

4 速報値である。

表8 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）の分布

	総数	10日以内	20日以内	1月以内	1月15日以内	2月以内	3月以内	4月以内
終局人員	14	-	1	2	8	-	2	1

(注)1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 速報値である。

表9 開廷回数の分布

	総数	1回	2回	3回	4回	5回
終局人員	14	-	2	9	3	-

(注)1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 速報値である。

表10 審理期間の分布

	総数	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内
受理から終局	14	-	-	-	4	10	-
受理から第1回公判	14	-	-	-	4	10	-

	総数	1日	2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	1月以内	3月以内
第1回公判から終局	14	-	2	8	3	1	-	-	-	-

(注)1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 速報値である。

表11 評議時間別の終局人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

終局 人員	評議時間					平均評議 時間(分)	
	240分以内	300分以内	360分以内	420分以内	421分以上		
総数	14	2	4	3	2	3	354.3
自白	13	2	4	3	2	2	330.0
否認	1	-	-	-	-	1	670.0

(注)1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 速報値である。

3 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

表12 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び上訴人員

終局 人員	終局区分													上訴 人員			
	有罪										懲役						
	有罪 人員	死刑	無期 懲役	有期		無期		10年 以下		5年 以下		3年以下					
				30年 以下	25年 以下	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7年 以下	5年 以下	実刑	執行猶予	保釈 観察				
総数	19	14	-	1	-	-	-	2	1	4	3	-	3	3	-	5	5
殺人	8	5	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	2	2	-	3	2
覚せい剤取締法違反	4	3	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	1	1
強盗致傷	3	3	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-
現住建造物等放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
傷害致死	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
強盜致死(強盜殺人)	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盜強姦	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1

(注)1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 速報値である。

3 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

4 禁錮刑の終局人員はない。

5 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

「裁判員制度の運用等に関するアンケート」

平成21年8, 9月分調査報告書

平成21年11月

目 次

I 調査概要

調査概要①	1
調査概要②	2

II 調査対象者属性

調査対象者属性【裁判員】	3
調査対象者属性【補充裁判員】	4
調査対象者属性【候補者】	5

III 調査結果ダイジェスト

調査結果ダイジェスト【裁判員】	6
調査結果ダイジェスト【補充裁判員】	10
調査結果ダイジェスト【候補者】	13

***本調査報告書を読む際の注意**

- ①単純集計表及びクロス集計表上に記載されている「不明」とは、質問の選択肢上での回答がなかった場合を示す。
- ②小数点第二位を四捨五入しているため、
 - a) 単数回答の質問であっても、各比率の合計は100%にならない場合がある。
 - b) 小数点第二位が4以下の数値の場合、「0.0%」と表記されている。

I 調査概要－①

1. アンケート対象期間

平成21年8月3日（月）～9月30日（水）

2. 対象事件数

14件

3. 対象者属性

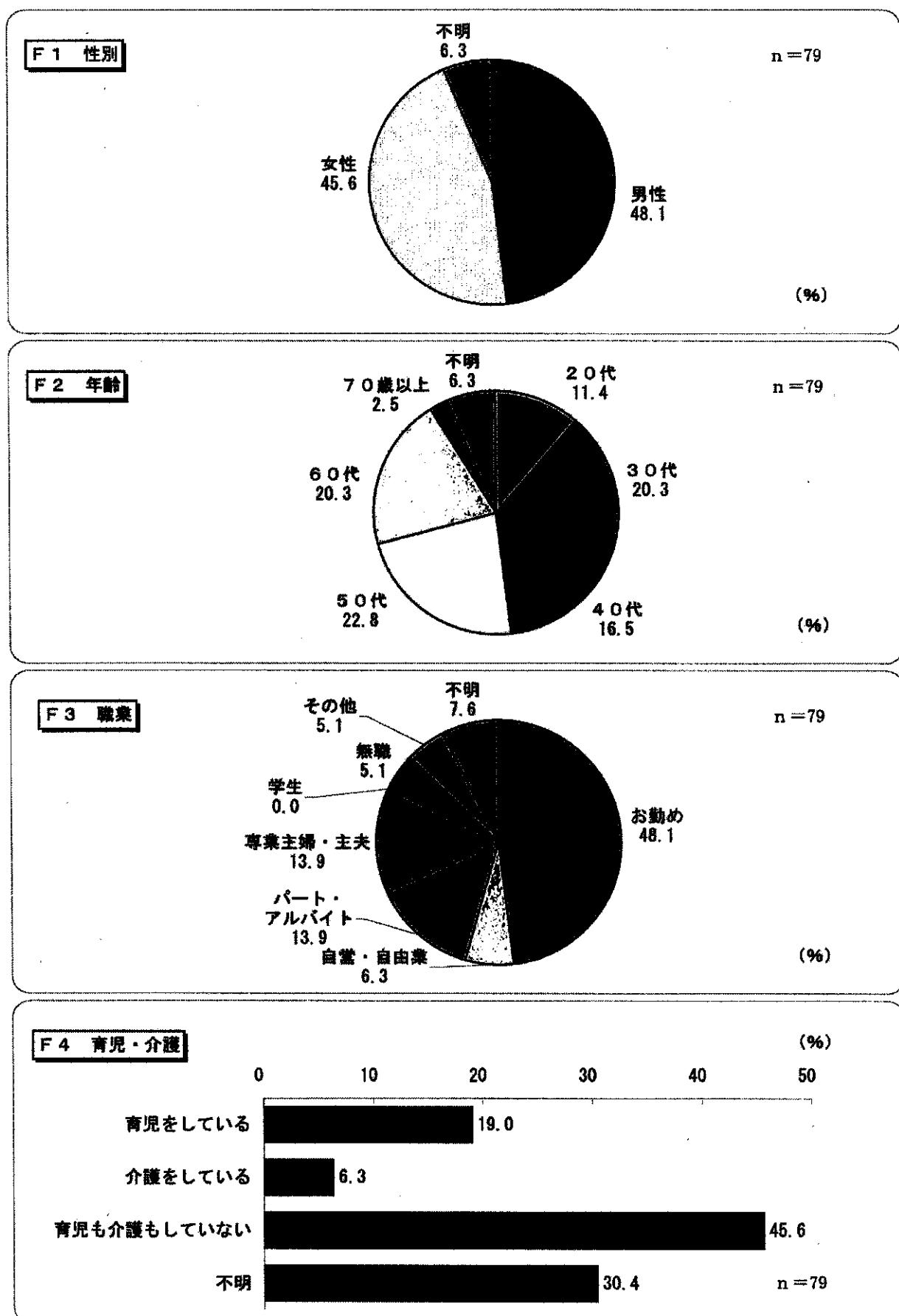
	裁判員	補充裁判員	候補者	合計
全 体	79	30	419	528
性 性	男性	38	19	232
	女性	36	11	177
	不明	5	0	15
年 齢	20代	9	3	59
	30代	16	7	104
	40代	13	7	84
	50代	18	8	80
	60代	16	5	76
	70歳以上	2	0	6
	不明	5	0	15
職 業	お勤め	38	17	231
	自営・自由業	5	4	28
	パート・アルバイト	11	3	54
	専業主婦・専業主夫	11	4	52
	学生	0	1	5
	無職	4	1	23
	その他	4	0	13
	不明	6	0	19
育 児 ・ 介 護	育児をしている	15	6	64
	介護をしている	5	2	12
	育児も介護もしていない	36	16	264
	不明	24	7	80
				111

I 調査概要-②

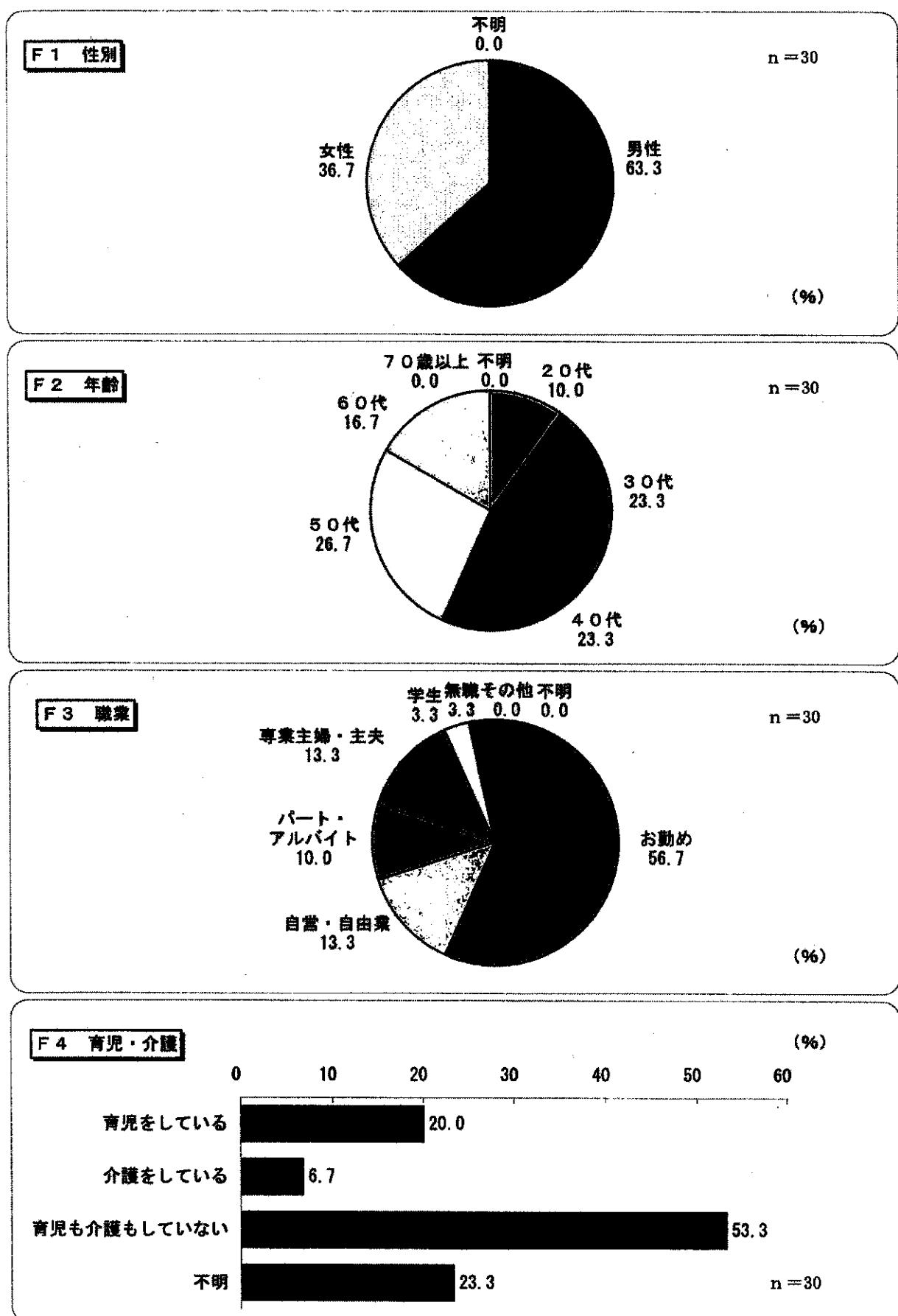
4. 対象事件数及び有効回収票数

	対象事件数	裁判員	補充裁判員	候補者	合計
東京地方裁判所	1	6	2	36	44
東京地方裁判所立川支部	0	0	0	0	0
横浜地方裁判所	0	0	0	0	0
横浜地方裁判所小田原支部	0	0	0	0	0
さいたま地方裁判所	2	12	4	68	84
千葉地方裁判所	2	12	6	71	89
水戸地方裁判所	0	0	0	0	0
宇都宮地方裁判所	0	0	0	0	0
仙橋地方裁判所	0	0	0	0	0
静岡地方裁判所	0	0	0	0	0
福岡地方裁判所沼津支部	0	0	0	0	0
福岡地方裁判所浜松支部	0	0	0	0	0
甲府地方裁判所	0	0	0	0	0
長野地方裁判所	0	0	0	0	0
長野地方裁判所松本支部	0	0	0	0	0
新潟地方裁判所	0	0	0	0	0
大阪地方裁判所	1	6	2	21	29
大阪地方裁判所堺支部	0	0	0	0	0
東播地方裁判所	0	0	0	0	0
神戸地方裁判所	1	6	2	33	41
神戸地方裁判所姫路支部	0	0	0	0	0
奈良地方裁判所	0	0	0	0	0
大津地方裁判所	0	0	0	0	0
御殿山地方裁判所	1	6	2	28	36
名古屋地方裁判所	0	0	0	0	0
名古屋地方裁判所岡崎支部	0	0	0	0	0
岐阜地方裁判所	1	6	2	35	43
岐阜地方裁判所	0	0	0	0	0
福井地方裁判所	0	0	0	0	0
金沢地方裁判所	0	0	0	0	0
福山地方裁判所	0	0	0	0	0
広島地方裁判所	0	0	0	0	0
山口地方裁判所	1	6	2	26	34
岡山地方裁判所	0	0	0	0	0
鳥取地方裁判所	0	0	0	0	0
松江地方裁判所	0	0	0	0	0
前田地方裁判所	2	11	5	61	77
福岡地方裁判所小倉支部	0	0	0	0	0
佐賀地方裁判所	0	0	0	0	0
長崎地方裁判所	0	0	0	0	0
大分地方裁判所	0	0	0	0	0
熊本地方裁判所	0	0	0	0	0
鹿児島地方裁判所	0	0	0	0	0
宮崎地方裁判所	0	0	0	0	0
那覇地方裁判所	0	0	0	0	0
仙台地方裁判所	0	0	0	0	0
福島地方裁判所	0	0	0	0	0
福島地方裁判所郡山支部	0	0	0	0	0
山形地方裁判所	0	0	0	0	0
盛岡地方裁判所	0	0	0	0	0
秋田地方裁判所	0	0	0	0	0
青森地方裁判所	1	2	1	22	25
札幌地方裁判所	0	0	0	0	0
函館地方裁判所	0	0	0	0	0
旭川地方裁判所	0	0	0	0	0
釧路地方裁判所	0	0	0	0	0
高松地方裁判所	1	6	2	18	26
徳島地方裁判所	0	0	0	0	0
高知地方裁判所	0	0	0	0	0
松山地方裁判所	0	0	0	0	0
全 体	14	79	30	419	528

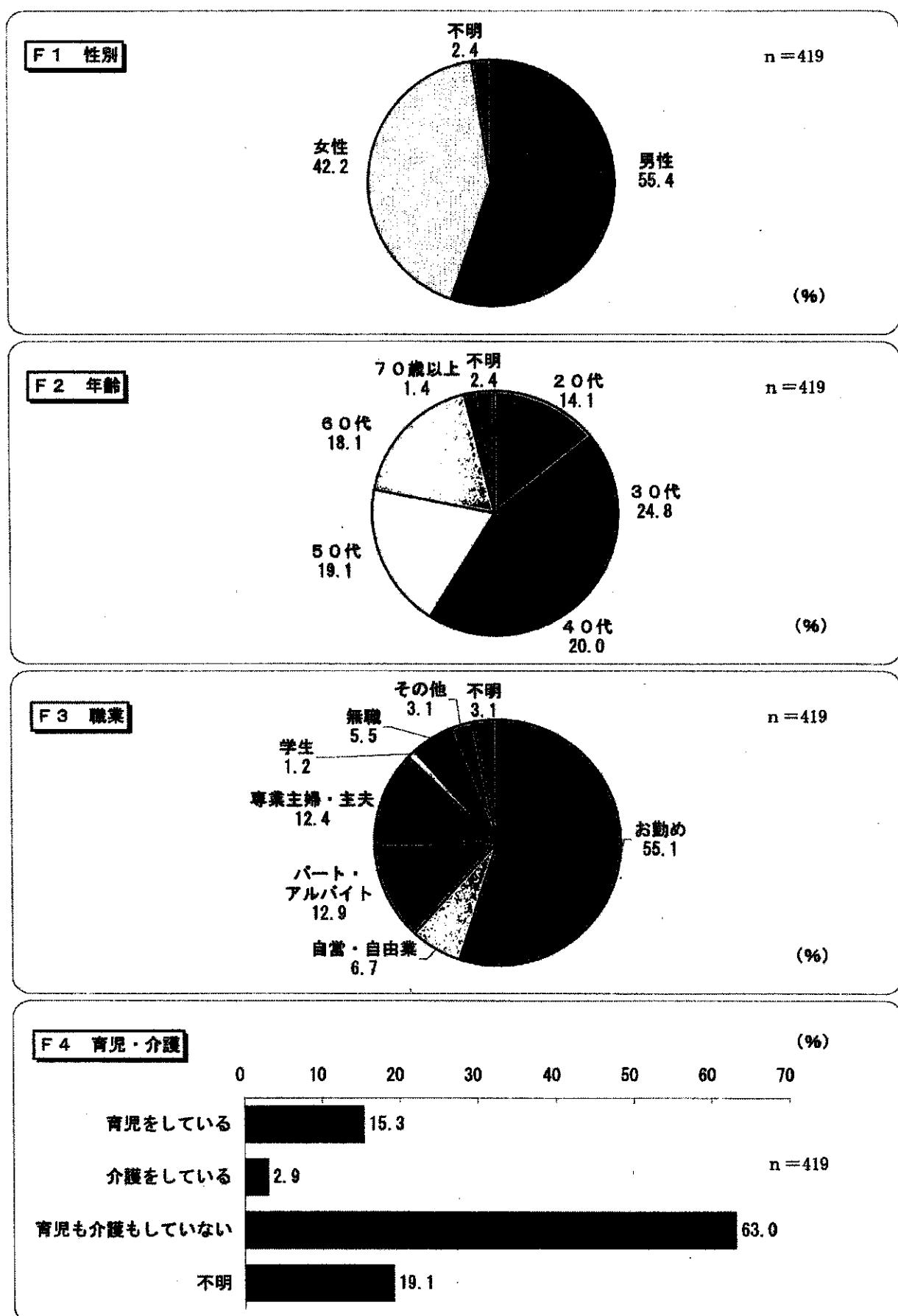
II 調査対象者属性【裁判員】



II 調査対象者属性【補充裁判員】

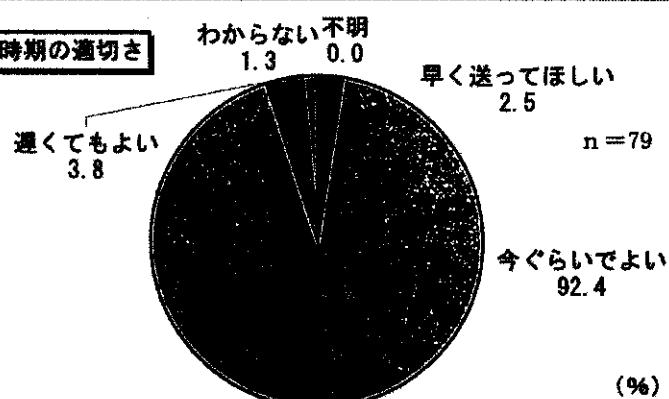


II 調査対象者属性【候補者】

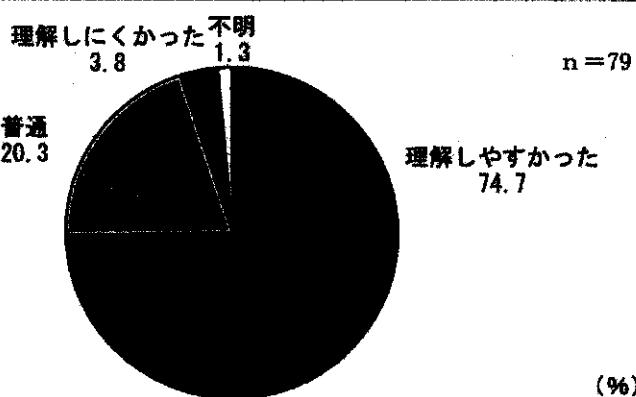


III 調査結果ダイジェスト①【裁判員】

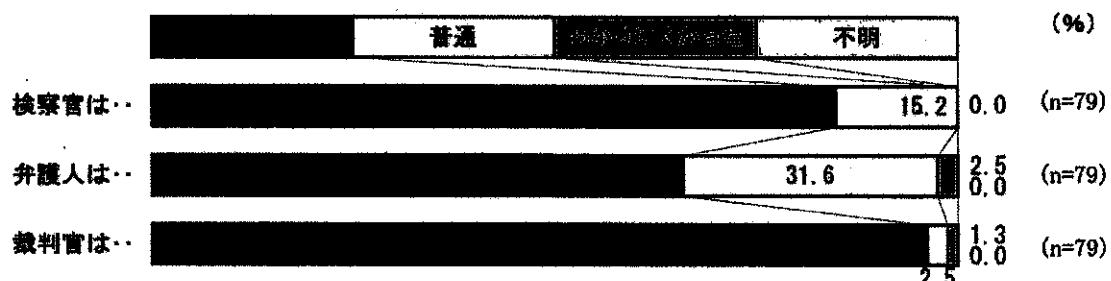
問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ



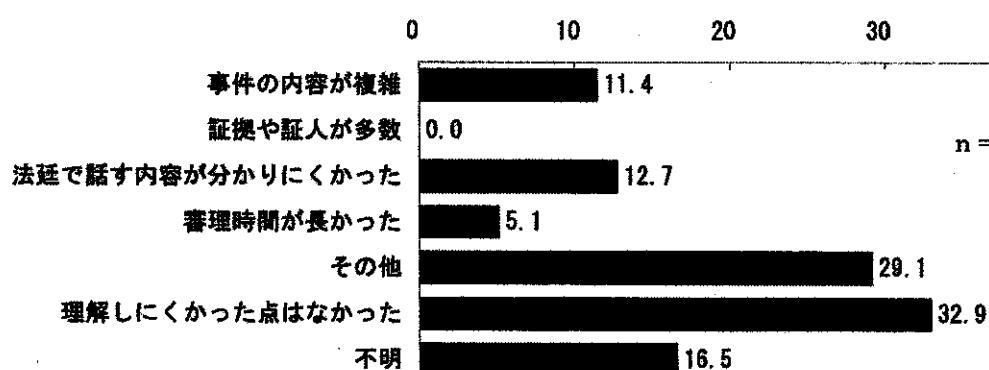
問3 審理内容の理解のしやすさ



問4 法廷での説明等の分かりやすさ

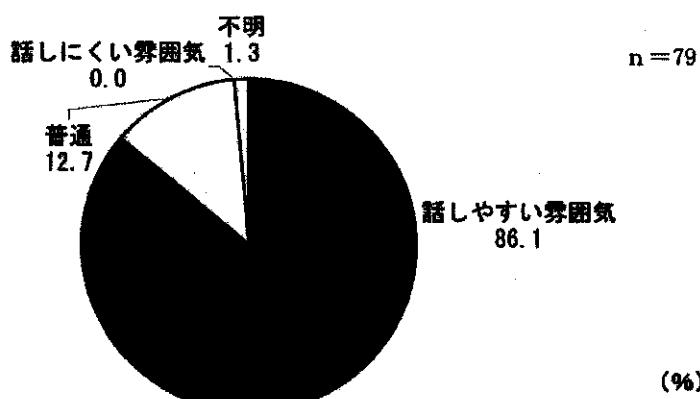


問5 法廷での手続全般について理解しにくかった理由

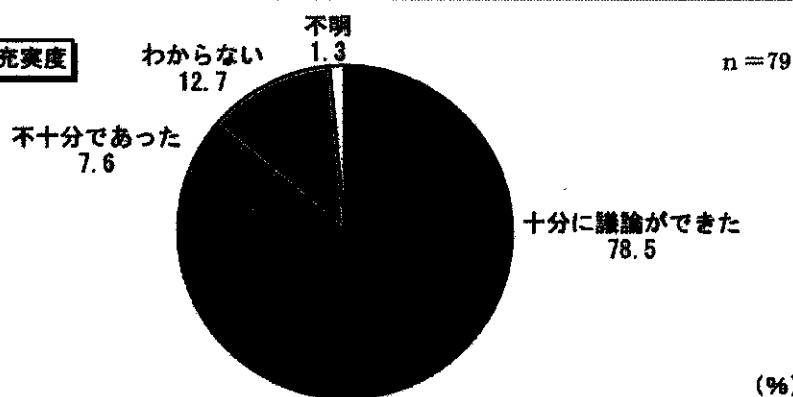


III 調査結果ダイジェスト②【裁判員】

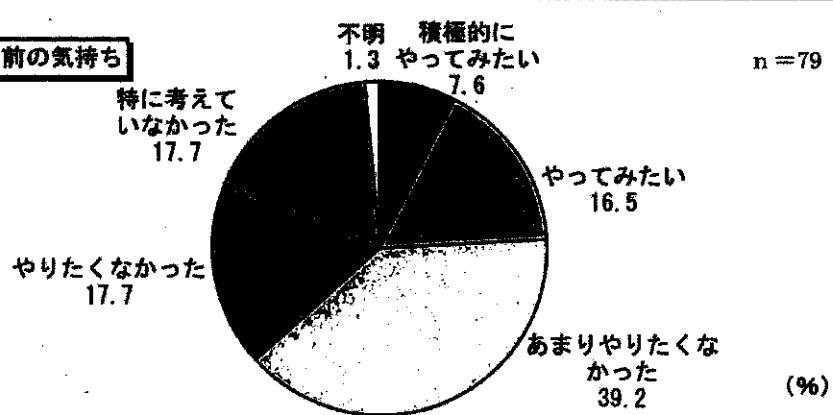
問6 評議における話しやすさ



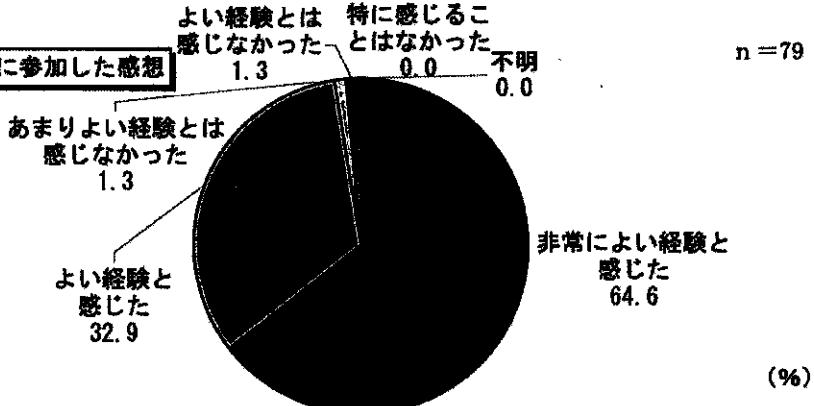
問7 評議における議論の充実度



問9 裁判員に選ばれる前の気持ち

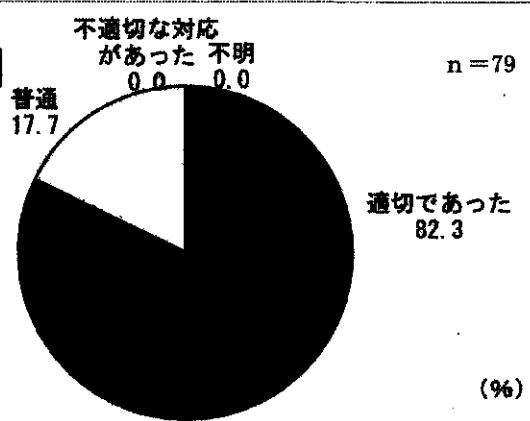


問11 裁判員として裁判に参加した感想



III 調査結果ダイジェスト③【裁判員】

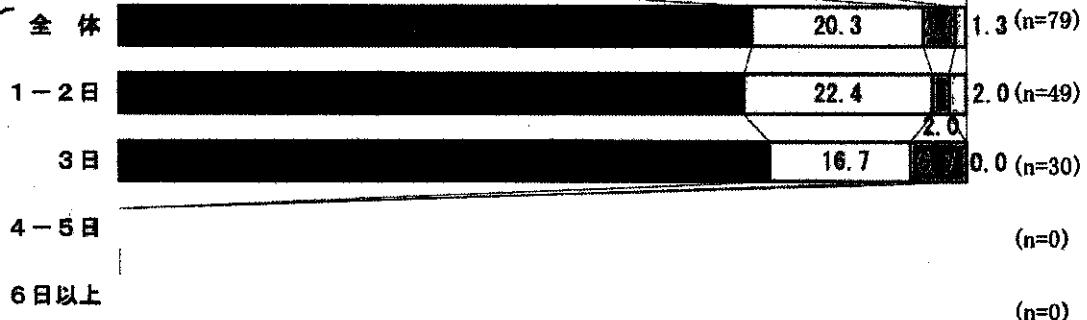
問13－1 裁判所の対応に対する全体的な印象



S 3 審理の実日数別 × 問3 審理内容の理解のしやすさ

問3 審理内容の理解のしやすさ

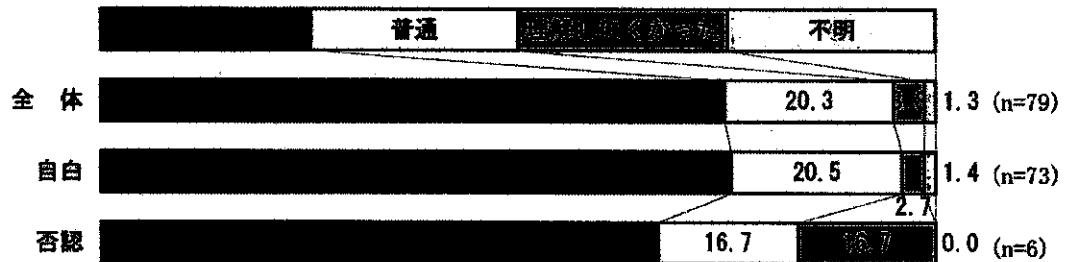
S 3 審理の実日数別



S 4 自白・否認の別 × 問3 審理内容の理解のしやすさ

問3 審理内容の理解のしやすさ

S 4 自白・否認の別



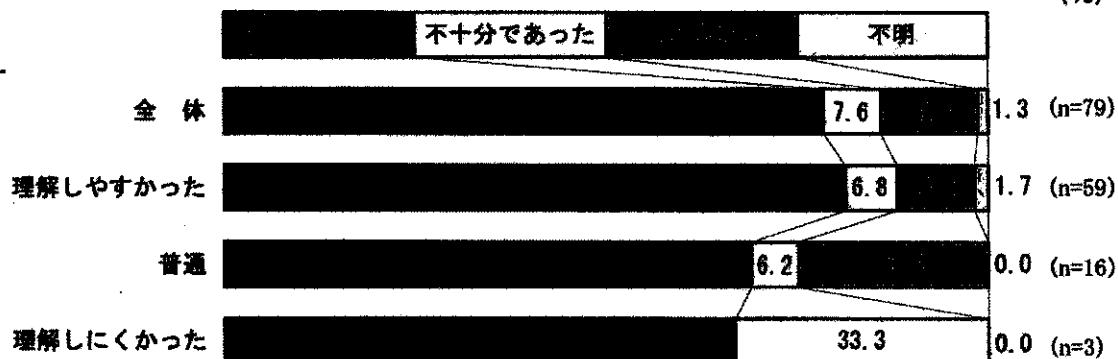
III 調査結果ダイジェスト④【裁判員】

問3審理内容の理解のしやすさ別 × 問7評議における議論の充実度

問3 審理内容の理解のしやすさ別

問7 評議における議論の充実度

(%)

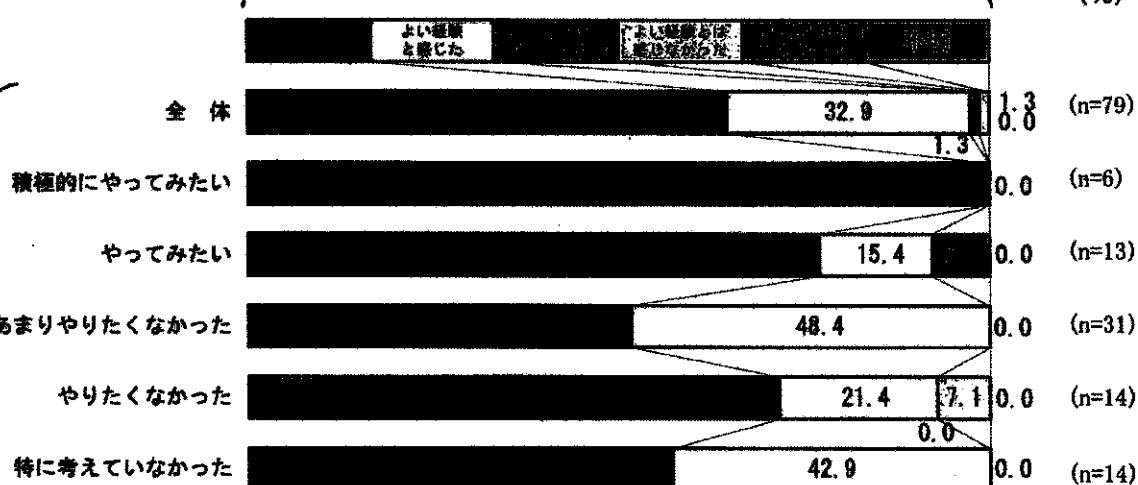


問9裁判員に選ばれる前の気持ち別 × 問11裁判員として裁判に参加した感想

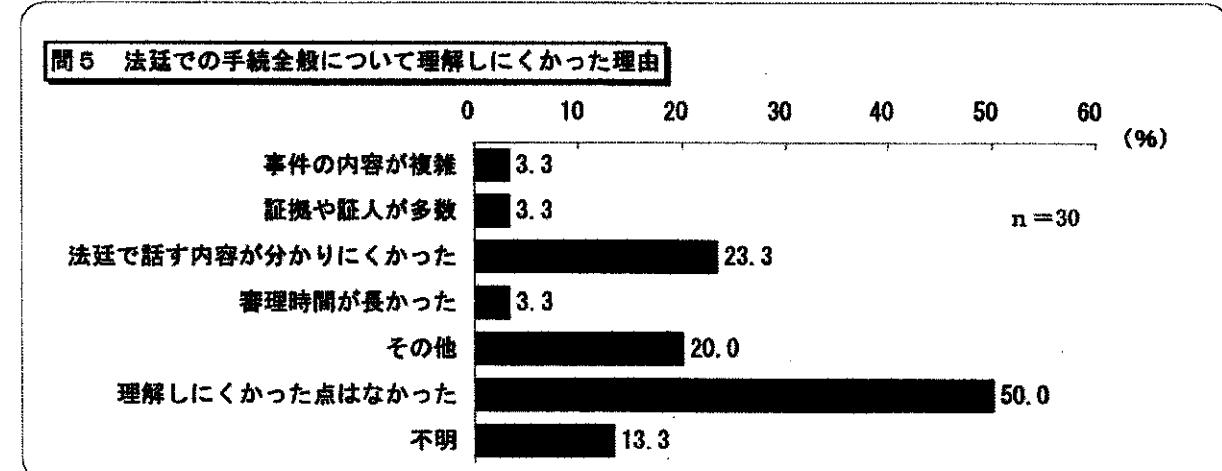
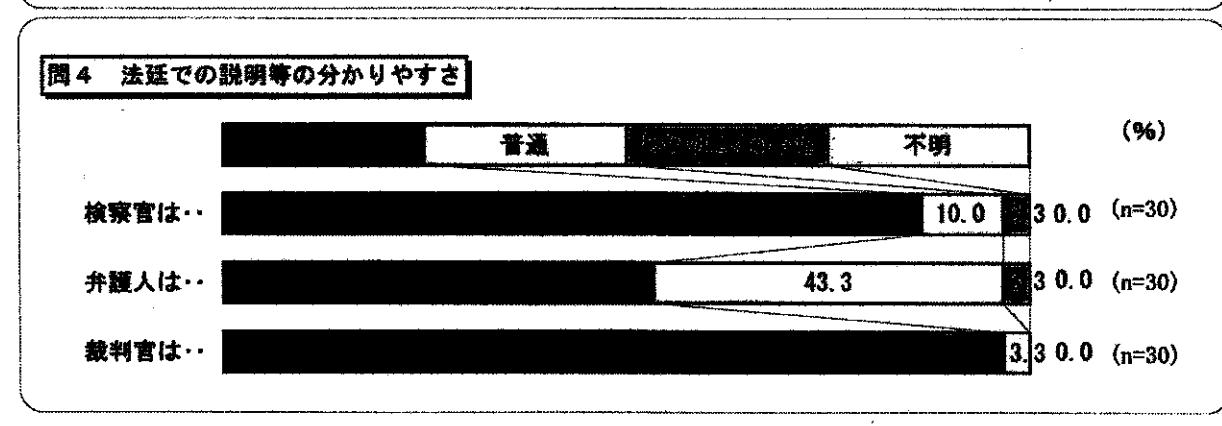
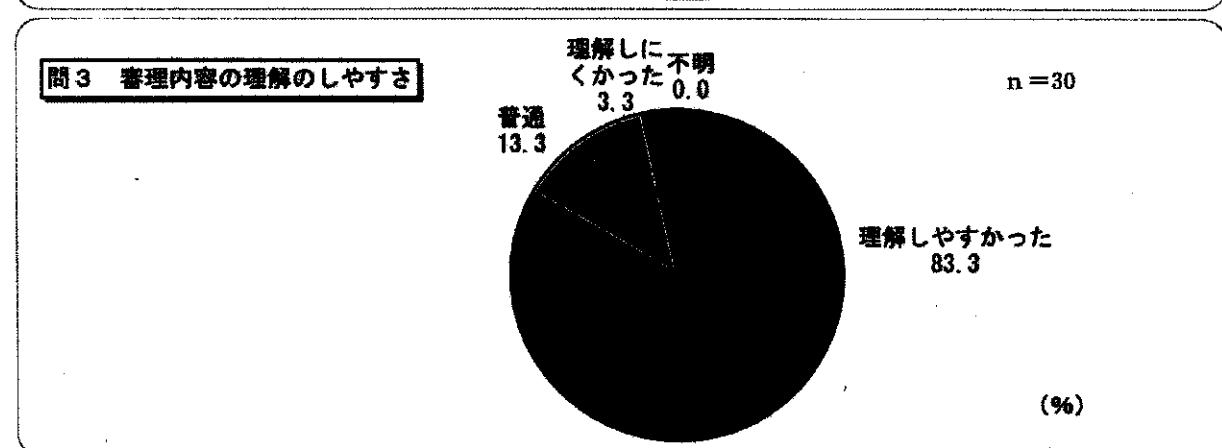
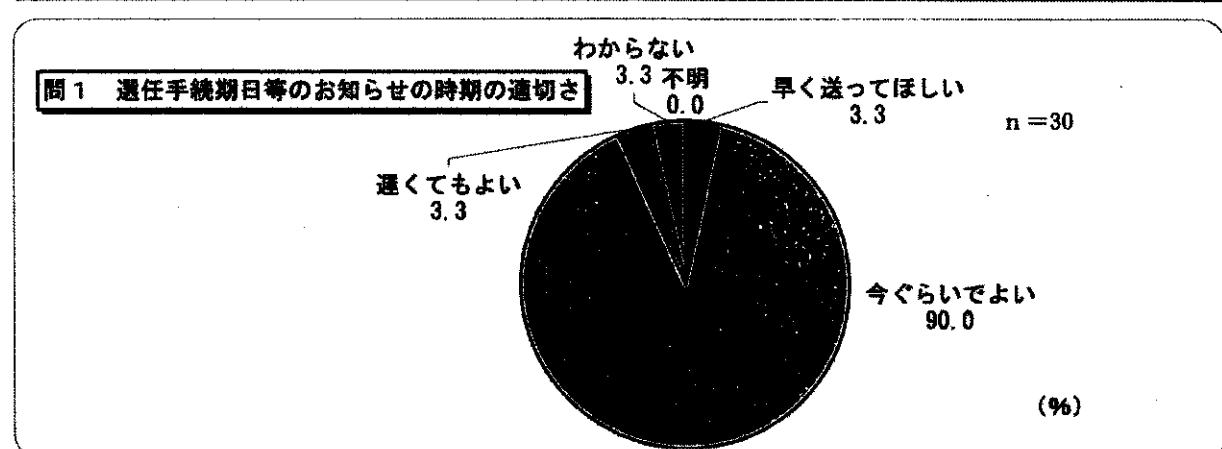
問9 裁判員に選ばれる前の気持ち別

問11裁判員として裁判に参加した感想

(%)

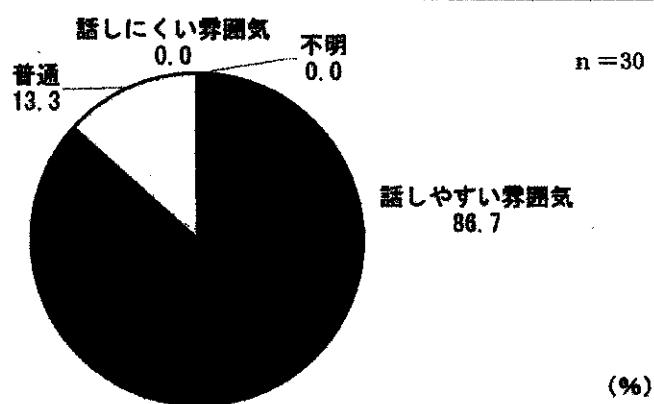


III 調査結果ダイジェスト⑤【補充裁判員】

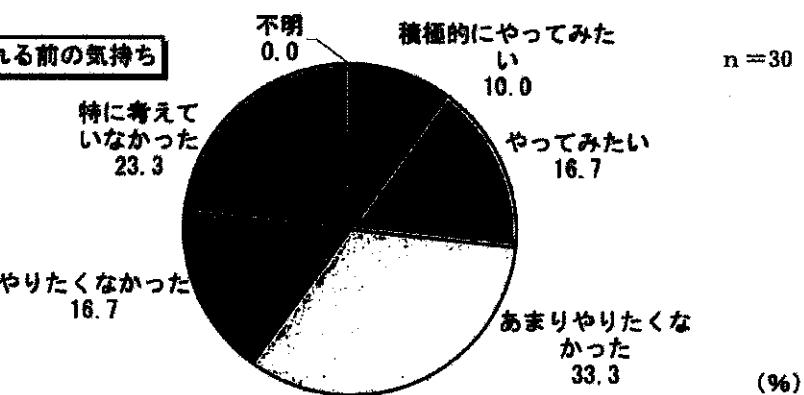


III 調査結果ダイジェスト⑥【補充裁判員】

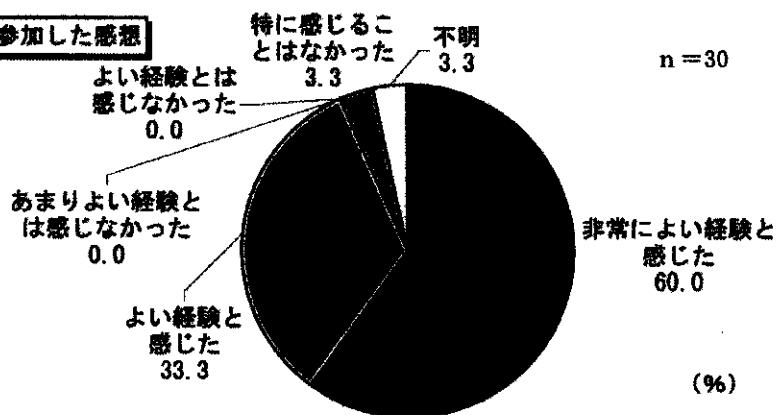
問6 評議における話しやすさ



問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち

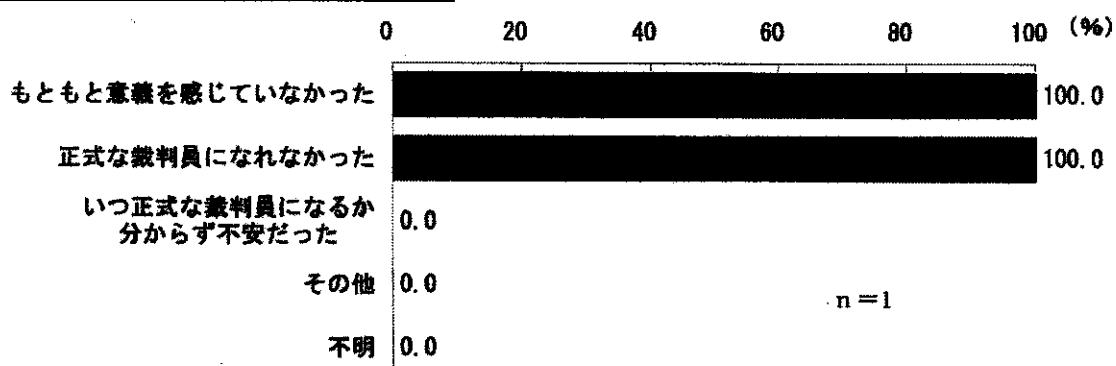


問10 補充裁判員として裁判に参加した感想

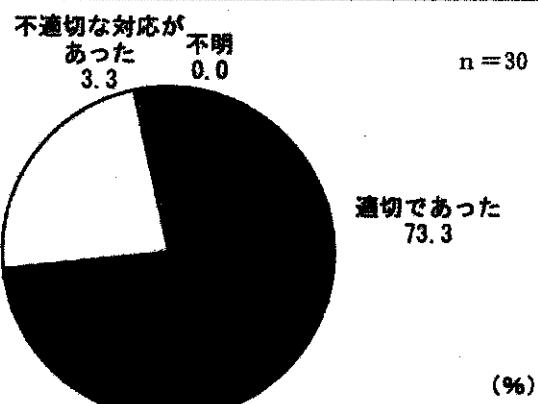


III 調査結果ダイジェスト⑦【補充裁判員】

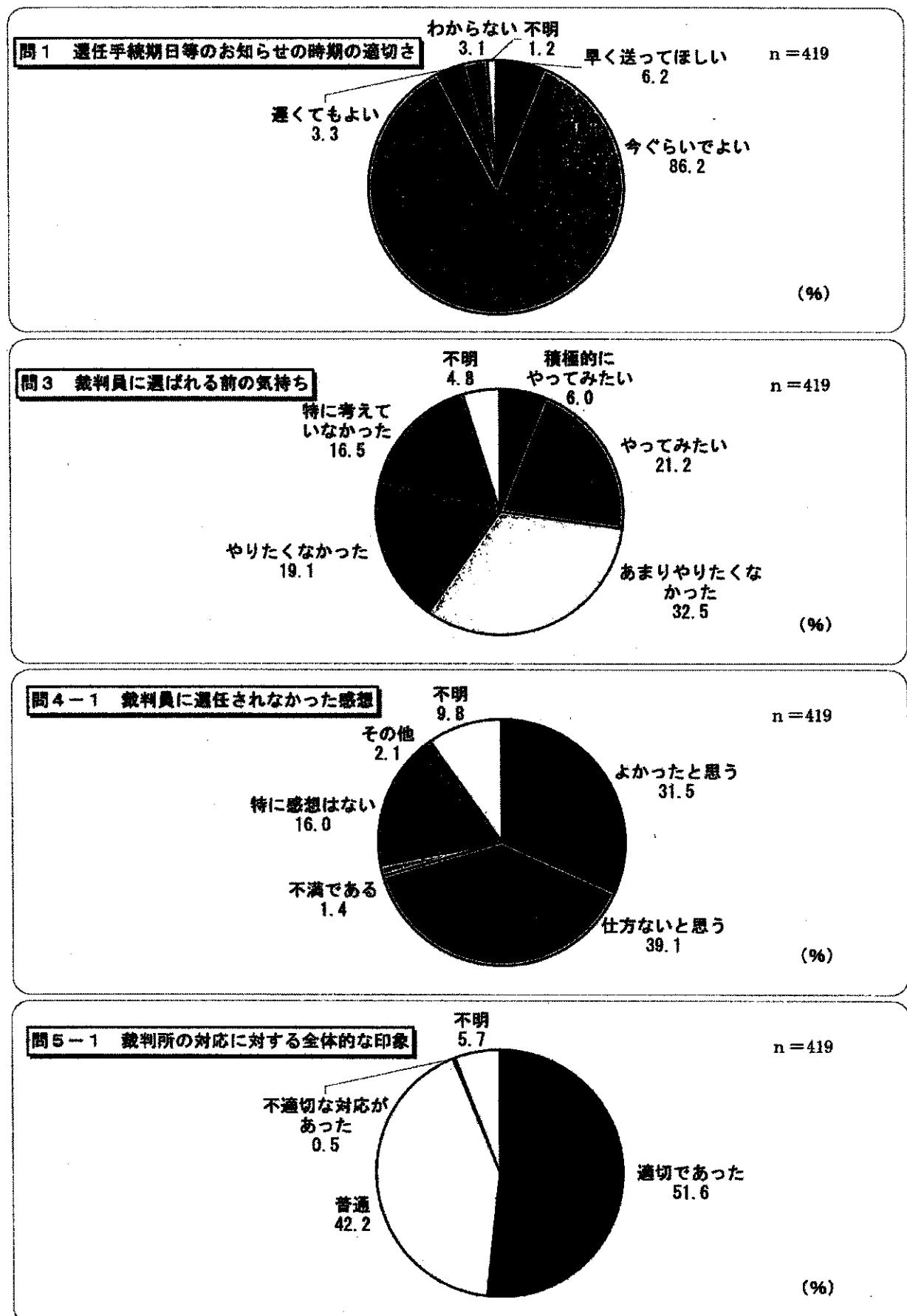
問11-2 「よい経験」と感じなかった理由



問12-1 裁判所の対応に対する全体的な印象



III 調査結果ダイジェスト⑧【候補者】



裁判員経験者に対するアンケートの自由記載例
(8月分・9月分中、問5及び問8的回答を原文のママ抜粋したもの)

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由（その他の理由）

(1) 事件の内容に関するもの

- ・動機等が不明である
- ・被告人の他に共謀者2名がいて役割が良くわからなかった。
- ・家庭内における被告人の姿などがもう少し分かれば良かったと思います。
- ・被告人の性格が未熟で常識的な判断がしにくいところがあった

(2) 証拠や証人が多数であることによるもの

- ・事件の様子をいろいろな証人の方から聞いた話で組み立てるのが難しかった。

(3) 証人や被告人が法廷で話す内容がわかりにくかったことに起因するもの

- ・証人の話が長く、回りくどくて分かりづらかった。
- ・全体的には、理解しやすかったとは、思うが話を聞いているうえで再確認したいような部分もあった。

(4) 審理時間に関するもの

- ・時間が短く、ジックリ考えると頭が疲れた。

(5) 法曹三者の訴訟活動に関するもの

- ・検察官の論告メモが色がついていて分かりやすかったです。
- ・検察側は、パワーポイントで説明があったが弁護側はパソコンでなく文章説明が多かった。
- ・検察側の口頭での説明時、登場人物が多く理解しにくかったです。
- ・検察官が同じような質問をくり返り行なうことが理解しにくくなった
- ・弁護人の説明がまわりくどいように感じた。
- ・裁判の流れを簡単に書いてはいてくれてはいましたが、もう少し言葉の説明、考えるべき争点を知らせてくれていたらどこに集中して話しを聞くことができ、質問等も考えやすかったと思う。
- ・同じ事にくりかえしが多かった。

(6) その他

ア 進行に関するもの

- ・被告人、被害者への質問は後からではじめる。
- ・証言が終わった後の疑問に対応できなかつた

イ 通訳に関するもの

- ・外国人だったのでニアンス、つうやく時間がちょっと、時間がかかったみたいですか？

- ・被告人が外国人であった事での、言葉（国語）の違い。
- ・通訳を通しての言葉のニュアンスが正確にされているのか心配だった。
- ・通訳の日本語が聞き取りにくい面もあった。
- ・外国人だけに直接話すわけではないので

ウ その他

- ・証人や被告人の声が小さい為、マイクのセッティングを早めに調整して欲しい。

問8 評議の進め方

(1) 裁判官の進行について

ア 評議における裁判官による不当な誘導の有無等について

- ・裁判官の方々が、自説を強調するわけでもなく、話しやすい雰囲気で、発言しやすかったです。
- ・良く議論もでき進め方がうまいと思いました。
- ・十分に意見をのべられ、よかったです。
- ・全員の意見をもれなく聞いて頂きました。少数意見も尊重して頂いたと思います。
- ・自由な感じで話しやすい雰囲気でした
- ・進行はよかったです。評議の時は一人一人にいきんを聞いて下さりました。
- ・評議は集り■り自由という言葉をきましたが、皆さんの意見を聞いて、自分自身の意見と照らし合わせることが出来、再考することが大切な事を知りました、とても有意義な時間となりました。
- ・一つの流れを示して頂き、それに基づいて評議をし結果を出すあと何を評議しなければならないのかが少しとまどった。

イ 評議の具体的な進め方（資料の用い方等）

- ・法律で定める量刑に照らして、今回の事例がどのような事情が含まれ、またそれについてどこまで考慮するのかをホワイトボードを使って分かりやすく説明してくれたので、評議しやすかったです。

ウ 裁判官の対応について

- ・はじめての事ではありましたが、裁判官の方々のごはいりよがあり、とてもスムーズにすすめていただけました、とても意見をのべやすい場でした。
- ・色々な点でとても気を配っていただきありがとうございます
- ・全てが丁度よかったです。裁判官の方達、色々の係の方達全ての方達が本当に親切で、気さくで、不安だった4日間が不安にならずにすみました。
- ・裁判官の方には非常に親切に対応していただきました。
- ・裁判官の方々が非常に丁ねいで、わかりやすく、接して下さってありがとうございました。
- ・お互いに慣れない中、充分な気遣いをして頂いた、裁判官の方や周囲の方々に感謝しています。
- ・順序良く進めていただいてとてもわかりやすかったと思います
- ・裁判官がいろいろ気をつかって下さい、リラックスして、話し合いができる

ました。

- ・裁判官の進行、休憩の取り方について良かったと思いました。
- ・審理の間に、こまめに休暇時間を持っていただき進行の内容等の説明をわかりやすくしていただいたこと。→事案にもよるか、このことは今後も大切なことである
- ・質問すべき点があればと問われ、その場で疑問点が解消できる場を多くとっていただいたこと。→裁判員の質問の時間をかなり付与されたと思ってるか、今後も重要な要素になるのではないか
- ・全てに関し合理的で、我々裁判員に充分配慮戴き有難かったです。
- ・大変わかりやすかったと思います。初めての事で不安と緊張がありました
が、裁判官の方々がわかりやすく説明してくれたり、言葉が話ると理解したうえで助けてくれたりして良かったと思います。
- ・進行がとても上手く、思った事を言いやすい場で良かったです。女性の裁判官が居るのも、男性のみの場合より良かったと思いました。
- ・評議の進め方は適切でよかったです
- ・裁判官の方はとても話やすく、内容などわかりにくい点など説明があったので良かった
- ・非常にリラックスした状態でいられました。裁判官の方々もわかりやすくあつという間に時間が過ぎてしまいました。
- ・楽しく評議、参加、出来たし、思った以上楽でした。
- ・十分気を使っていただいて嬉しかったです。
- ・わかりやすく説明預きました。意見を言い安い雰囲気をつくっていただきました。
- ・ゆっくりと進めてくださったので疲れはありませんでした。
- ・初めての事ですごく不安でしたが、皆様のお気遣いがあったおかげで納得のいく時間が過ごせました。ありがとうございました。
- ・私達の事を良く考えて進行していただいた。わかりやすく、十分議論できた
- ・分かりやすかったが、大きな事件になるとむずかしくなるのでは、そうなると今より大変だと思う。
- ・とても、ていねいに、ゆっくりと進行して下さったので、とてもわかりやすかったですし、休憩の時間も十分に取って下さったので、あまりつかれる事なく、評議できました。
- ・裁判員にとても気をつかっていたと思います。
- ・すごく気をつかって致き、ありがとうございますすばらしい裁判官と3日間いっしょに考えた事ありがとうございます
- ・とにもかくにも忙がしそうです。大変ですね。

工 その他

- ・最終的に評議で決定するのかを最初にわかった方がよかったです
- ・評議の全体像が最初見えなかつたため今話合っていることがどのように展開していくかわからなかった。
- ・評議の時間自体は良いのですが、配分がちょっとだけ問題があったように思う。もう少し意見を闘わせる時間があつても良いと思う。

(2) 評議の時間について

ア ちょうどよかったですなどの意見

- ・評議の時間は充実とていただけたように思える→裁判員が理解し得る時間とったのみ最終判断を求められたと→裁判員の納得いく結論がえられる時間は、たっぷりとことは大切なことである。
- ・評議の時間自体は良いのですが、配分がちょっとだけ問題があったように思う。もう少し意見を闘わせる時間があつても良いと思う。

イ 長すぎる、短すぎるなどの意見

- ・時間がたりなかつたと思う。
- ・休憩の取り方は適度でした、疲れで、集中力が無くなってきた時に取っていただいたので評議に集中することができました。評議の時間については、少し短いような気がしました。進行によるものか解らないですが最後の方がバタバタしていました。(休憩の時間を最初から決めておけば、より集中できるし、進行もしやすいのではないかと思いました。)

ウ その他

- ・評議の時間が把握出来なかつたので、スケジュールの中に表記して欲しかったです
- ・1、2日目で法廷が終了し、評議室での話し合いの時間をもう少し長い方が全員の意見や感想をもっと聞け、自分の意見や考えをまとめやすい又、被告人に対しての、質問などもまとめやすく、後からこれも、あれもと聞いておきたかったと言う事が少なくなるのではと思いました。

(3) 休憩の取り方について

ア 適切であったなどといった意見

- ・休憩を適時とていただいたのは本当にありがとうございました。
- ・裁判官の進行、休憩の取り方について良かったと思いました。
- ・審理の間に、こまめに休暇時間を取りいただき進行の内容等の説明をわかりやすくしていただいたこと。→事案にもよるか、このことは今後も大切なことである
- ・休憩もこまめに取っていただけて良かったです。
- ・評議中に集中力が途切れる前に、休憩を入れていただいたのでよかったです。
- ・とても、ていねいに、ゆっくりと進行して下さったので、とてもわかりやすかったですし、休憩の時間も十分に取って下さったので、あまりつかれる事なく、評議できました。
- ・休憩の取り方は適度でした、疲れで、集中力が無くなってきた時に取っていただいたので評議に集中することができました。評議の時間については、少し短いような気がしました。進行によるものか解らないですが最後の方がバタバタしていました。(休憩の時間を最初から決めておけば、より集中できるし、進行もしやすいのではないかと思いました。)
- ・休憩の取り方には、とても気をつかってくださいました。

イ 休憩に関する要望など

- ・休憩が長い。長いのであればリフレッシュできる環境が欲しい。→外出な

ど

- ・法廷中から戻った（5分程度だったので）休憩時間を、もう少しだけ長くしてもらえたならありがたかったです。

(4) その他

- ・適当だと思う
- ・適当でした。
- ・すべて良かったと思います。
- ・現状で良かったように思います。
- ・初めてなのでこんなものかなあと思った

調査票の返送・回答状況等について

○ 調査票の返送状況及び回答内容の概要（全国計、実施庁別） 表1

- 候補者名簿登録数（全国計）は344,900人であるが、調査票を返送した者の総数は117,268人（名簿全体の34.0%）である（図1参照）。
* なお、調査票については返送義務はなく、名簿登録者に対しても、調査事項に該当しない場合については調査票を返送していただく必要はない旨パンフレット等でお知らせしている。
- また、調査の結果、全国計で、
就職禁止事由の申出者が、2,164人（名簿全体の0.6%）
定型的辞退事由の申出者が、73,931人（同21.4%）
その他（住所変更等）が、22,458人（同6.5%）
調査票の宛先が不明であった者が、2,239人（同0.6%）
である。

○ 定型的辞退事由の申出者の内訳 表2（表2-1は全国計、表2-2は実施庁別）

- 総数73,931人（概数）のうち、
年齢70歳以上（裁判員法第16条第1号）が、50,265人（総数に占める割合は68.0%）
裁判員又は補充裁判員経験者（同条第4号）が、199人（同0.3%）
検察審査員又は補充員経験者（同条第7号）が、235人（同0.3%）
学校の学生又は生徒（同条第3号）が、2,395人（同3.2%）
重い病気又はケガ（同条第8号イ）が、20,837人（同28.2%）
となっている。

○ 参加が困難である月の申出数（延べ人数） 表3（表3-1は全国計、表3-2は実施庁別）

- 調査票では、特に参加が困難である月についても、辞退事由に該当するような事情があれば予め申し出ていただくよう促している（ただし、申出月数は2か月までとして上限を設けている。）。
- 1月から12月までの合計申出数は、延べで51,693人である。

※ 月ごとの申出数の分布状況は図2参照。

- 月ごとに見ると、それぞれ名簿全体の0.5%から2.6%程度の申出数にとどまっている（月平均1.3%）が、3月、2月、4月の順に、他の月より多く申出が見られる。

以 上

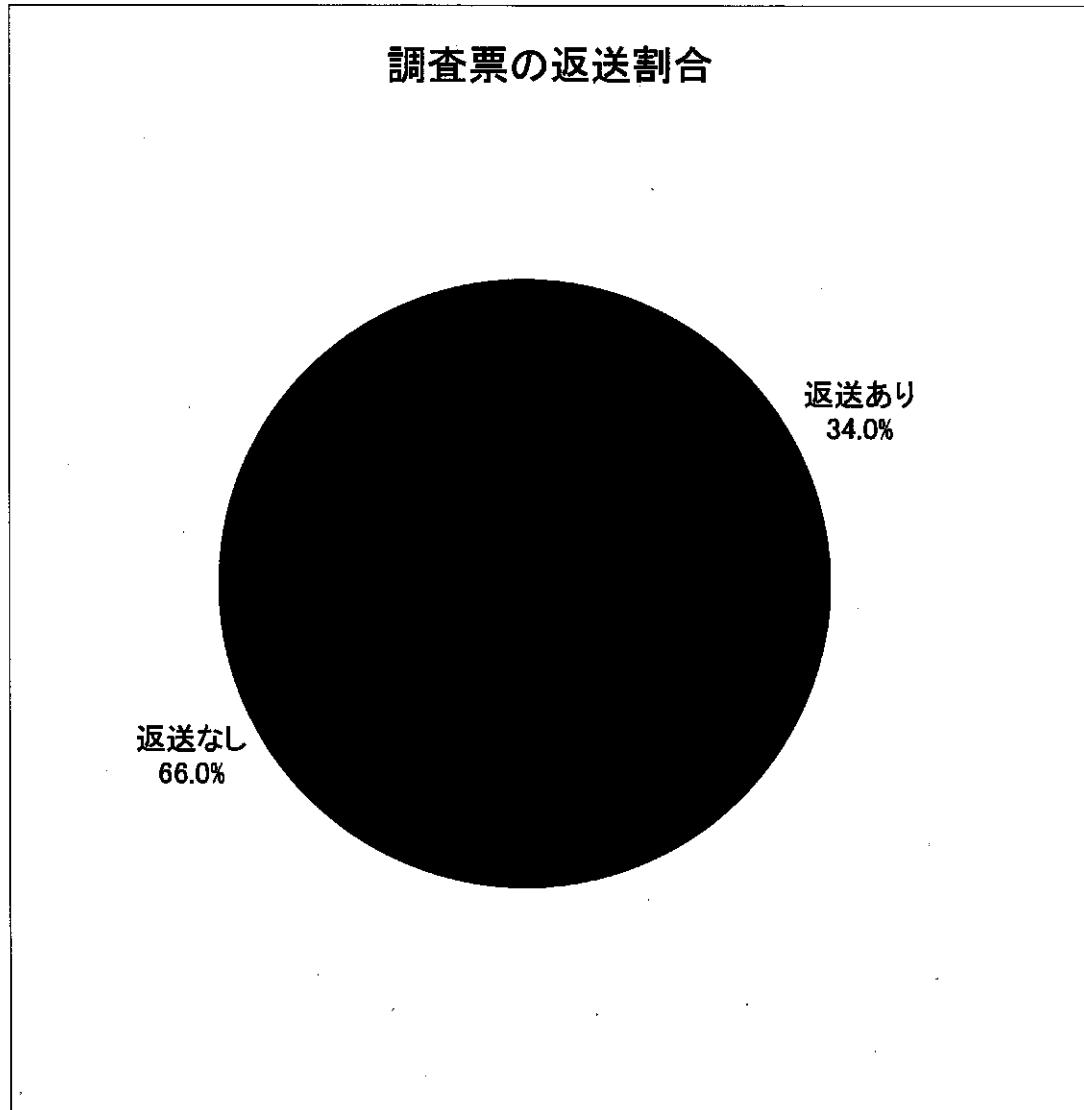
表1

各庁別調査票回答結果

裁判所名	回答数	回収率	裁判所名	回答数	回収率	裁判所名	回答数	回収率
全国計	344,900	117,268		2,164	73,931		22,458	2,239
名簿規模に占める割合 (%)	100.0%	34.0%		0.6%	21.4%		6.5%	0.6%
東京地方裁判所	30,000	9,438		180	5,314		2,042	279
東京地方裁判所立川支部	6,700	2,159		43	1,272		397	36
横浜地方裁判所	17,500	5,641		88	3,222		1,143	128
横浜地方裁判所小田原支部	2,700	887		15	547		161	20
さいたま地方裁判所	15,100	4,889		110	2,887		941	85
千葉地方裁判所	27,000	8,672		170	5,095		1,641	118
水戸地方裁判所	9,800	3,283		73	2,156		603	43
宇都宮地方裁判所	6,200	2,015		23	1,324		354	29
前橋地方裁判所	7,400	2,537		37	1,644		467	27
静岡地方裁判所	2,300	846		11	535		155	12
静岡地方裁判所沼津支部	4,100	1,493		33	987		280	21
静岡地方裁判所浜松支部	2,300	814		8	547		150	9
甲府地方裁判所	2,700	995		10	624		201	17
長野地方裁判所	2,300	858		17	570		162	6
長野地方裁判所松本支部	2,300	909		7	612		139	4
新潟地方裁判所	3,700	1,451		20	980		226	15
大阪地方裁判所	28,000	9,003		130	5,685		1,807	289
大阪地方裁判所堺支部	6,000	1,960		38	1,166		417	50
京都地方裁判所	6,400	2,285		46	1,426		435	51
神戸地方裁判所	10,000	3,424		63	2,117		657	58
神戸地方裁判所姫路支部	3,700	1,248		22	844		219	23
奈良地方裁判所	4,000	1,431		27	917		285	27
大津地方裁判所	4,000	1,301		17	792		242	16
和歌山地方裁判所	3,000	1,100		13	767		173	18
名古屋地方裁判所	16,600	5,541		85	3,311		1,158	111
名古屋地方裁判所岡崎支部	6,500	2,105		28	1,268		469	40
津地方裁判所	6,300	2,288		34	1,497		401	25
岐阜地方裁判所	4,600	1,687		21	1,132		285	13
福井地方裁判所	1,200	435		7	301		95	3
金沢地方裁判所	1,800	616		15	382		112	7
富山地方裁判所	2,500	941		12	615		169	9
広島地方裁判所	5,800	2,011		50	1,327		346	38
山口地方裁判所	3,000	1,125		28	783		193	22
岡山地方裁判所	3,900	1,428		17	969		277	16
鳥取地方裁判所	1,100	399		8	273		67	5
松江地方裁判所	1,500	600		10	431		113	8
福岡地方裁判所	12,700	4,153		108	2,631		818	103
福岡地方裁判所小倉支部	4,500	1,637		35	1,090		318	36
佐賀地方裁判所	1,500	509		15	333		100	9
長崎地方裁判所	3,300	1,236		41	837		220	12
大分地方裁判所	3,000	1,126		19	788		191	25
熊本地方裁判所	4,100	1,428		20	966		258	33
鹿児島地方裁判所	3,300	1,285		21	914		222	20
宮崎地方裁判所	2,500	895		17	632		139	20
那覇地方裁判所	3,500	901		25	563		178	32
仙台地方裁判所	5,940	2,091		50	1,313		440	33
福島地方裁判所	1,500	543		14	364		91	2
福島地方裁判所郡山支部	3,400	1,153		7	770		213	15
山形地方裁判所	2,200	935		14	650		166	5
盛岡地方裁判所	2,100	764		11	516		138	9
秋田地方裁判所	1,500	613		11	440		109	6
青森地方裁判所	2,800	1,102		37	754		158	24
札幌地方裁判所	8,000	2,732		84	1,769		549	60
函館地方裁判所	1,800	677		16	436		141	15
旭川地方裁判所	1,700	687		24	450		136	11
釧路地方裁判所	1,300	482		13	310		81	9
高松地方裁判所	3,600	1,259		18	848		213	18
徳島地方裁判所	2,100	786		11	552		151	10
高知地方裁判所	2,960	1,105		14	790		179	27
松山地方裁判所	3,600	1,354		23	896		267	27

(*) 参加困難月の申出のある調査票回答は含まない。

図1



※「返送なし」には、調査票の宛先不明者(0.6%)を含む。

表2-1

定型的辞退事由

項目	人數	割合
定型的辞退事由申出者数合計	73,931	100.0%
うち 平成22年1月1日現在、70歳以上 (裁判員法第16条第1号)	50,265	68.0%
うち 平成21年5月21日以後、裁判員又は補充裁判員 (裁判員法第16条第4号)	199	0.3%
うち 平成17年10月31日以後、検察審査員又は補充員 (裁判員法第16条第7号)	235	0.3%
うち 平成22年の1年間を通じ、学校の学生又は生徒 (裁判員法第16条第3号)	2,395	3.2%
うち 平成22年の1年間を通じ、自身の重い病気又はケガ (裁判員法第16条第8号イ)	20,837	28.2%

(注)割合については、小数点第2位を四捨五入したもの

表2-2

定型的辞退事由(地裁ごと)

裁判所名	年間起訴件数	年間不起訴件数	年間調停了結件数	年間和解了結件数	年間執行了結件数	年間免訴件数
東京地方裁判所	5,314	3,648	13	11	203	1,438
東京地方裁判所立川支部	1,272	875	4	2	60	331
横浜地方裁判所	3,222	2,175	11	10	131	895
横浜地方裁判所小田原支部	547	368	1	2	16	160
さいたま地方裁判所	2,887	1,899	6	9	104	879
千葉地方裁判所	5,095	3,393	9	6	151	1,536
水戸地方裁判所	2,156	1,462	8	6	78	802
宇都宮地方裁判所	1,324	860	5	6	38	415
前橋地方裁判所	1,644	1,105	3	3	55	478
静岡地方裁判所	535	378	1	1	13	142
静岡地方裁判所沼津支部	987	677	1	2	36	271
静岡地方裁判所浜松支部	547	364	0	0	16	167
甲府地方裁判所	624	432	1	1	30	180
長野地方裁判所	570	410	0	3	12	145
長野地方裁判所松本支部	612	452	1	5	14	140
新潟地方裁判所	980	698	2	4	24	252
大阪地方裁判所	5,685	3,744	19	16	185	1,741
大阪地方裁判所堺支部	1,166	734	1	1	35	395
京都地方裁判所	1,426	872	1	3	49	401
神戸地方裁判所	2,117	1,472	4	6	76	559
神戸地方裁判所姫路支部	844	564	4	4	31	241
奈良地方裁判所	917	623	1	3	34	256
大津地方裁判所	782	521	2	3	34	232
和歌山地方裁判所	767	540	6	4	18	199
名古屋地方裁判所	3,311	2,185	7	6	125	988
名古屋地方裁判所岡崎支部	1,288	839	5	4	42	378
津地方裁判所	1,497	1,053	3	7	46	388
岐阜地方裁判所	1,132	814	3	3	35	277
福井地方裁判所	301	217	1	1	8	76
金沢地方裁判所	382	252	2	1	17	110
富山地方裁判所	615	442	1	3	31	138
広島地方裁判所	1,327	862	3	4	52	406
山口地方裁判所	783	580	3	3	22	195
岡山地方裁判所	869	672	2	6	25	264
鳥取地方裁判所	273	205	1	1	8	58
松江地方裁判所	431	317	1	3	8	102
福岡地方裁判所	2,631	1,744	8	12	87	780
福岡地方裁判所小倉支部	1,090	749	5	4	24	308
佐賀地方裁判所	333	216	0	4	13	100
長崎地方裁判所	837	560	3	7	24	243
大分地方裁判所	788	573	5	2	16	192
熊本地方裁判所	966	676	3	4	28	255
鹿児島地方裁判所	914	648	2	2	18	244
宮崎地方裁判所	632	457	1	4	16	154
那覇地方裁判所	583	354	2	1	17	189
仙台地方裁判所	1,313	914	5	5	44	345
福島地方裁判所	384	265	0	0	11	88
福島地方裁判所郡山支部	770	580	5	7	16	182
山形地方裁判所	650	463	0	1	20	166
盛岡地方裁判所	516	385	0	0	11	120
秋田地方裁判所	440	325	1	3	6	105
青森地方裁判所	754	485	2	2	20	245
札幌地方裁判所	1,769	1,169	9	7	50	534
函館地方裁判所	438	305	1	1	8	121
旭川地方裁判所	450	308	1	4	10	127
釧路地方裁判所	310	216	0	3	6	85
高松地方裁判所	848	583	3	3	37	222
徳島地方裁判所	552	385	1	2	23	141
高知地方裁判所	780	546	3	4	22	215
松山地方裁判所	886	605	3	0	28	260
全国計	73,931	50,265	199	235	2,395	20,837

表3-1

参加困難月

總行員數		總人數		總人數		總人數		總人數	
總行員數	百分比	總人數	百分比	總人數	百分比	總人數	百分比	總人數	百分比
344,900	117,268	51,693	5,087	7,076	8,861	6,770	3,721	2,410	
100.0%	34.0%	15.0%	1.5%	2.1%	2.6%	2.0%	1.1%	0.7%	

總行員數		總人數		總人數		總人數		總人數	
總行員數	百分比	總人數	百分比	總人數	百分比	總人數	百分比	總人數	百分比
2,957	4,376	2,050	2,098	1,659	4,628				
0.9%	1.3%	0.6%	0.6%	0.5%	1.3%				

J

参加困難月(地裁ごと)

図2

